ISSN 0289－2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.43|1997-10

世界の児童と母性

［特集］親子関係のいまとこれから

世界の児童と母性

第43号／1997年10月

CONTENTS

特集◆親子関係のいまとこれから

ひとこと――福島一雄 ……1
〈鼎談〉父親は価値を伝えることを避け、母親はお母さんになりきれない
ー親子関係の現代の特徴――森岡清美／福島一雄／村瀬嘉代子 ……2
心の芽生えと親子関係――渡辺久子 ……10
青年期臨床を通して見た親と子――青木省三 ……14
父親と子ども――平田一成 ……18
里親養育への支援――櫻井奈津子 ……22
母子寮から母子生活支援施設への転換――坂本信子 ……26
養護施設における在宅支援――千葉智正 ……30
子どもの虐待110番から見えること――関戸克子 ……34
離婚と再婚における親子関係――神原文子 ……38
国際比較でみる親子のくらし……42
〈世界の親子さまざま〉
戦火の中の子どもたち――山崎晃資 ……44
ストウリート・チルドレンのすがた――萩原康生 ……47
「児童の権利に関する条約」ウオッチング
7．子どもも参画できる社会の実現をめざしてー「みやぎ子ども議会」の
開催と子どもの意見表明権の行使について――城戸金蔵 ……50
〈コラム〉子どもの時期と年齢範囲　6．デンマーク――山本真実 ……54
編集後記――村瀬嘉代子 ……58

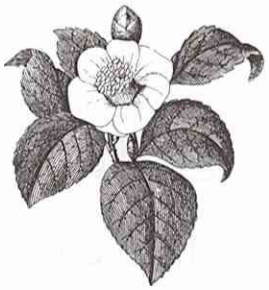

ひとこと

神戸小学生連続殺傷事件の加害者が、中学３年生の少年だったということはまったく予想もしていなかっただけに、まさに日本中の家族がショックを受け、悩んだ事件ではなかったのではないだろうか。なんとも悲惨な事件であり、殺された小学生の痛ましさ、被害者の親、家族の心痛も察するにあまりある。また加害者の少年の心も痛ましく悲しい。

さてこの「酒鬼薔薇」事件をめぐって、マスコミが連日にわたって事件をもたらした土壌を掘り起こす論評を、専門家や有識者を使って行った。そのなかでは、学校教育、親子関係、家族のあり方、子どもの発達のゆがみ、そして少年法改正問題などがとりあげられていた。どの解説もうなずけるものだったと思うが、でも、なにか一面的で心から納得できなかった。その理由の一つには、われわれ大人がいまの子どもたちが見えていないことにあるのではないだろうか。いまの子どもたちにはまったく同じ子のなかに正常（いい子）と異常（悪い子）が同居しているし、しかもその見分けがつかないような、そういうパーソナリティをもっていると経験的に感ずる。よほど深く食い込んでいかないと子どもが見えなくなる。それが見えるのが本来は親の筈である。だが、希薄化している親子関係では決して自分の子どもでも見えてこない。親子といえども独立した個人同士であり、子どもを干渉することは子どもの人権を認めず、自主性を阻害する悪い親であるという風潮のなかで、親子の間のなかでの真のコミュニケーションは形成できない。本音のない当たりさわりのない親子関係が好ましいのだろうか。妙に物分かりが良く、子どもを叱らず干渉せず、何でも欲求をみたしてやり、腫れ物にさわるように子どもを扱う親たちが増えてきていることに憂慮する。

家庭とは何か、そのなかでの親子とはどういうものかということを、根底から考え直してみる必要があるような気がしてならない。

編集委員長・福島一雄

特集

親子関係のいまとこれから

鼎談

父親は価値を伝えることを避け、母親はお母さんになりきれない。

――親子関係の現代の特徴――

出席者（敬称略）

◆森岡清美（淑徳大学大学院特任教授・家族社会学）

◆福島一雄（共生会希望の家施設長）

◆村瀬嘉代子（大正大学人間学部教授・臨床心理学）

現代は、心は長いプロセスで形成されるということに無頓着では…。

福島　子どもが変わった、家族が変わった、しかも、その変化は社会・経済の構造的変化に影響されて劇的だとよく言われます。制定後50年を迎える児童福祉法の改正が議論されてきましたが、この６月３日、その改正案が成立し、来年４月１日から施行されることになりました。この改正のキーワードの一つは子育て支援です。その背景としては、親子関係が変化してきていることを踏まえています。

では、子どもや家族はどう変わったのでしょうか。養護施設という現場で子どもたちを見ていると、家族の行く末はどうなるのかという心配も起きてくるわけでして……。特に、近年の子どもの心身の発達状況や問題行動の背景にある親子関係に注目せざるを得ません。ここでは、その親子関係の実態を明らかにしながら、行政も含め、社会全体としてどういうサポートが必要かを考えたいと思います。親子の精神的問題に臨床的にかかわられている村瀬先生は、今日の親子関係をどうお感じですか。

村瀬　今日、家族も高度な機械文明の利便性を日常において享受しているのですが、そこから生じた効率重視の社会風潮は、人間の精神形成においても、手塩に掛けるという過程を経なくてもうまく育つという期待を人の心に生み出しているのではないでしょうか。それが今日の親子関係あるいは子どもの健全な育成に影を落としているひとつの課題かなと思います。本来、人間の精神形成や成長、言い換えれば子どもの養育は促成栽培ができないのですが……。幼い子どもとの日々のやりとりは一見したところ同じことの繰り返しのようですが、実はそこには微妙な変化があるのです。でも、すぐ結果が出ないことにまどろっこしさを感じているのでは……。

森岡　私は、現代社会は、心は長いプロセスを経て形成されるということに無頓着ではないかと思うのです。あまり考えていない……。

村瀬　例えば、テレビの画面で頂上から俯瞰した美しい景色をアップで見ていると、登山途中の苦労をあまり想像しませんね。このような疑似的なシミュレーションのなかでは、人の気持ちを察するというか、俗にいう心が練られる機会がとても乏しくなると思います。人とのやりとりのなかで言葉の意味するところを感じ、人の気持ちを察するわけですから。想像力も育ちにくく、友達をいじめても、相手にとってそれがどんなに苦痛かがわからない。

森岡　マルチメディアには、教育機能と相反する破壊機能があります。しかし、そのほうが子どもにとってはおもしろい。例えばディズニーランド、あれは疑似環境での疑似体験、そこに全部おもしろいものが入っている……。ですから、疑似環境での学習は使い方によってはすごく大切だと思います。ただ、いまは実体験を通して心を養うことが困難になっています。以前の子どもたちは自然のなかで仲間と遊び、膝を擦りむいたりといった小さなけがをしながら体験を積み、自然とのかかわり方や仲間とのルールなどいろいろなことを学び、心を養うことが可能でした。いまはそういう環境がありません。

福島　東京では東京オリンピックによって道路がアスファルトになり、新幹線が走り、高速道路が整備されました。ちょうどあのころから、東京にトンボがいなくなったと言われています。経済、社会の進展が結果的にもたらしたのだと思います。そのようななかで親が必死に努力をしても、教育システムも社会経済の動向に合わせて変化していく……。ある大学の生物学の先生の話ですが、学生に、例えば鶏の絵を描かせると４本足だったり、兎を描かせるとぬいぐるみの兎を描く。魚には尾ビレや背ビレがなかったり……。その先生は、いまの学生は受験のための知識は豊富だけど、体験が不足し生活を読む力がほとんど欠けていると嘆いていました。

村瀬　機械文明のなかで、経験によって心が育てられるような生活をどうやって維持するか。大変な難事業だと思いますね。

森岡　体験不足に加え、言葉の問題もあると思います。例えば、親子間、あるいは親戚、親族に通じる言葉、つまり相手の立場に応じた言葉の使い方の訓練がされていない。先日、小学生の孫の運動会で、プログラムに「校長先生の話」とありました。これを見たとき、どうして「校長先生のお話」と〝お〟がつかないのかと思いました。司会の児童は「いまから校長先生の話を聞きます」と紹介するわけです。私が大学生と話をしていて感じるのは、敬語を知らないというよりも、その使い方のセンスがないということです。学校でも敬語のセンスを教えていないのではないでしょうか。

　このように日常の暮らしのなかで心を養うとか、基本的な生活習慣を養うとか、そのような訓練がなおざりにされている。しかも、なおざりにしていることに対しても無頓着なのではないでしょうか。

家庭の教育力の低下を子どもたちが指摘しているのです。

福島　無頓着というよりは、何を学習させるべきかをよく理解していない親たちが登場してきているのではないかと思うのですが……。

森岡　２年前に総務庁青少年対策本部が15歳から23歳までの青少年を対象に実施した生活意識調査で、日本の子どもはよく育っていると思うかという質問に、５割以上がよく育っているとは思わない、その理由は家庭のしつけや教育が不十分だと答えています。つまり、子どもたちによって、家庭の教育力が落ちてきたことが指摘されたわけです。さらに、４年前実施された総理府広報室の青少年と家庭に関す

る世論調査では、家庭の教育力が低下した理由として、親の過保護や甘やかし、しつけや教育への無関心・無頓着、放任があがっています。それから教育に自信がない、教育の仕方がわからない、教育方針がないことが指摘されています。就労する母親の増加をあげる者は存外少ない。家庭とその教育力の関係が非常に大事なポイントですね。

村瀬　現代の人間関係は世代間の境界がなくなっています。親子が友達みたいなのも、家庭の教育力の低下を示す一現象でしょう。人間には自分の欲求を限りなく拡大・主張したいという本能がありますから、子育てにおいては、ことの理非、その壁がきちんと示されないと、自分の行動をコントロールする力が育ちません。ですから、子どもを慈しむにあたって、ひとつは、子どもの個性と状況に即応して何が必要かを考え抜いたうえで、かわいがるときはかわいがる。もうひとつは、ここはノーだと思うとき、親は、壁のように動かない不退転の覚悟が必要です。しかし、いま、親に考えるという行動が伴っていないために、しっかりした世代間の仕切りがなく、伝えるべきものがないのではないでしょうか。

森岡　それはすごく重要なポイントですね。一見物分かりがよいが、何がよくて何が悪いか、そのけじめが伝えられていない。それからノーと言われないということは、手応えがないわけですから、胸を借りると言いますか、例えば、何かに対抗して自分自身を築きあげる機会がないことになります。つまり、いっしょに相撲を取って鍛えてくれる相手がいない。いても、相手が引いてしまう。そうしますと、子どもはアパシーになる。無気力で自発的に考えることができない……。

福島　不登校のケースを見ると、無気力で引きこもってしまう、というのが理由のなかで大きな割合を占めるようになってきています。

家庭内暴力にしても非行にしても、母親だけに育児を任せることによって起きる問題も多いとは思いますが、子どもの問題行動には夫婦の関係がかなり影響しているのではないかと思うことがあります。父母の役割で何かが欠けているのではないか……。

森岡　最近の日本女子社会教育会の調査では、しつけをするのは誰ですかという質問で、母親47%、父親４%と、ほとんどの父親がしつけをしていないという結果でした。父性というのは父親だけが持つものでもありませんが、一般的には、社会のルールや伝統・文化のなかの伝えるべき価値を示して社会と家族をつなぐ、これが父性だと思うのです。それがいまの父親に欠落しているのではないでしょうか。さきほどの総理府の調査でも、父親の影が薄い、存在感が少ないという回答があがっています。

最近『父性の復権』という本が非常に売れているようですが、著者は、今日の父性の欠落の元凶は戦中派だと言うのですね。戦中派にとって、戦後、それまで植え付けられていた天皇制への信頼が崩壊したことによって価値に対するしらけが生じ、子どもたちに価値について語ることを避けるようになり、結果父性がなくなった、と。この説のすべてに賛成するわけではありませんが、一部は言い得ていると思います。

子育てに伴う精神的価値がわかっていないのではないでしょうか。

福島　価値の崩壊ということですが、子育てに伴う精神的価値とは何なのかがよくわかっていないのではないでしょうか。親としての愛情や責任を物やお

金で表現するという情緒的なレベルで満足しているような感じがしています。ですから、5万円よりも10万円かけるほうが、子どもを2倍愛していると思ってしまう。そこでお金をたくさんかけられるように、子どもをたくさんは産まないということもあるのでは……。

森岡　子育てをそのためにかかる手間暇で判断し、子どもを持たなかったら得られるであろう利便が失われることを重くみているのではないでしょうか。少子化の背景にはこの考え方もあると思います。

村瀬　子育ては、自分がどんな人間かをもう一度問い直す、非常に精神的な営みでもあると思うのです。ですから、そのプロセスに意義を見つけるという心持ちでないと……、代償を期待したら違う。いま、地道にこの道一筋という人は高い評価を得にくい時代です。そういう価値基準が一般化すると、女性は、社会の隅で毎日同じように子どもに囲まれてつましく暮らすことに意義を見いだせなくなります。そして社会に対して疎外感を持つのはやむを得ないことです。すると、女性は、こんなことをしていられないと、いつも前につんのめった生き方を強いられることになります。家庭は本来効率や代償を求める場ではないからこそ、創造的で自分らしくあり得る空間だったはずです。人の生き方は一人ひとり違い、自分らしい方向を見つけることが本当の意味での創造なのだと、心安んじて思えるような社会の物の感じ方、考え方をこれからみんなが共有できるかどうか……。

森岡　私は、そのような価値を父親が態度できちんと示さなくてはいけないと思います。権威があるということは、権威主義的にいばることではありません。本当に価値のあるものを子どもに伝えることです。例えば、気の毒な子どもを追い詰めたり、いじめをしたりすることは人間として最も卑しむべきことだとか、人の世話になったときは、言葉でいいから、きちんと心からお礼を言わなくてはいけないとか、目立たなくても一所懸命人のために尽くすことが価値あるのだとか、そういうことを示す。同時に母親もそれを支えることが必要だと思います。そのためには、体験に基づいた教育が必要でしょう。それは家庭のしつけだけではなく、学校教育においても必要だと思います。

村瀬　例えば、昇給しない夫の一所懸命働いている意味を妻が認めるかどうか、ですよね。父親の価値を仕事社会における地位や収入だけで評価しない。そのような価値の転換が必要でしょうね。そうしないと、お父さんは自信を持って子どもに言えないでしょう。さらに、父親自身も、厳しい勤務条件のなかで子どものために踏み止まって苦労している、下積みの生き方にも意義があるということをもう少し自信をもって自らが言う。文明がもたらすひずみのなかで、両性が対立的に権利を主張するのではなくバランスをとっていくという多軸の発想を、男女いっしょに作り出すように努力したいと思います。

森岡　就業する母親の数が増え、就業形態もずいぶん変わって、家族内での夫婦の平等化が見られようになっていますからね。

村瀬　子どもたちがどのような家族像を持ち、何を期待しているか、生の声を聞きたいと思い、1988年から2年間3歳児から大学生まで延べ469人を対象に面接調査をしたのですが、そこで私がとても不思議に思い、ある意味で納得したのは、子どもたちの保守的ともいえる家族論でした。調査では、例えば、お母さんが管理職、お父さんが自由業で家にいるため家事のほとんどをしているというように、両親の生活スタイルがユニセックス化しているケースが多かったのですが、子どもたちが心のなかで望む父なるもの、母なるものには、はっきりした違いがありました。すなわち、幼児から大学生まで、父親はいい意味での権威と保護のモデルであり、母親は家族

の関係をつなぎ、フォローしていくもので、心身ともに弱ったときに支えてくれるもの、という答えが圧倒的だったのです。

森岡　子どもの心に写っている父親像、母親像には社会規範的なものが投影している部分もあると思います。しかし、3歳児でもそうであるということは、人間の自然の感情はそのようなバランスを求めるものという感じがしますね。

村瀬　ただ、養護施設の子どもさんに大きくなって大切にしたいものを聞くと、家族という答えが一番多いのですが、家族像、父母像については、とにかく家族が大事である、いい家族でありたい、というところに止どまって、具体的な家族像を思い描くことができない。その状況から家族に対する渇望感と切望感が伝わってくるのです、面接者の私に。

福島　家族や親を失った養護施設の子どもたちは、われわれが想像している以上に、父母が揃っていることを望む願いは強いですね。私の施設にいる母子家庭の女の子の作文にも「両親の離婚で施設に入っているが、自分が大きくなったら両親を仲良くさせて3人でいっしょに生活したい」という夢が書かれていました。それから「友達が、あんなお父さん、お母さんはいらないと言っているけど、それは贅沢だ」とも書いています。もうひとつ、父子家庭の子どもですが、母親が子どもを引き取ると言い出したときに、「お父さんとお母さんがいっしょになったところで引き取ってほしいので、いまお母さんと住むのはいやだ」と……。

自分を見ていてくれるまなざしがあると人は変われるのです。

福島　現実には、いま母子家庭が80万近く、父子家庭が18、9万と、ひとり親家庭が多くなっています。母子家庭の子どもにとっての父性はどう考えたらいいのでしょうか。沖縄は全国で1、2位を争うくらい離婚率が高い県ですが、親族や地縁で支えています。そういう仕組みがないと父性の代行はできないのかとも思いますが。

森岡　都市部ではなかなか難しいですね。だいたいの場合は母親が代行しているのでしょうが、父親がいても父親不在の現状ですから、母子家庭の場合、一層その問題は切実かもしれません。以前ですと、家族は親族や隣近所との互助と協力によって守られていましたから、親族などによる父性の代行があったと思います。いまはそれぞれが独立した単位になっているので、父か母が欠損すれば欠損の度合いがひどくなるというわけです。ですから、より意識的な母親に対する支援が必要になると思います。

福島　一方、親になりきれない母親もいます。私の施設では電話相談を実施していますが、そこで感じるのは、育児不安がかなりあるということです。育児知識もなければ、方法もわからない。そのうえ地域からも夫からも孤立している。よく金曜日の夜に電話をかけてきて「まだ主人が帰ってこなくて、子どもがこうで……」と、1時間でも2時間でもしゃべり続ける。育児不安と支えてくれない夫への不満も重なって……、ひどくなれば育児ノイローゼというケースです。このように、母性も育ちにくい……。

村瀬　母性と言いますか、弱いもの、未熟なものを慈しむ気持ちの原点として、原体験がとても大事だと思います。さきほども、体験の大切さがでましたが、例えば、首も座らない赤ちゃんを抱けば、もし落としたら……と思う。そう思ったとき、人を大切にしよう、守ろうという気持ちが自分のなかから引き出されると思いますが、いま結婚前に乳幼児に触れる機会がほとんどありません。さらに、都市化した生活環境のなかでは、動物など生き物の世話をする機会も限られています。弱いもの、未熟なものの世話を通して、相手の呼吸に合わせるというセンスが育まれるのですが、それがないのですね。しかも、

現代はそれがマニュアルで示されます。いま育児雑誌は乳児用、２歳児用、幼稚園児用と非常に細分化されて内容も盛りだくさんですが、私は経験のなかから培われるものが大きいと思います。もうひとつは偏差値教育の延長として、育児も完璧でなくてはだめだという強迫観念があるのではないでしょうか。家庭生活は60点で合格だと思うのですが……。

森岡　母性がきちんと働くためには夫のサポートが欠かせませんが、おっしゃるように、例えば、アチーブメントテストでひとつしかない正解を見つける作業をして育ってきた人たちは、その延長線上で、人生の正解はひとつ、しかも正解は簡単にでるという考え方に陥ります。ところが人生には正解がいくつもあったり、なかったり、と矛盾だらけです。正解が出ないことに耐えられず外罰的になる、そういう傾向があるのではないでしょうか。

福島　さらに、自分の子どもの名前が気にくわないから子どもをどうしても好きになれないと、はっきり言う母親も登場しています。

森岡　夫との関係が子どもに跳ね返っているのではないかと思いますが、いかがですか。

村瀬　おっしゃるように、自分の抱えている育児の悩みを夫がわかってくれないとか、忌まわしく思っている夫のしぐさや雰囲気を子どものなかに見てしまうといった場合ですね。もうひとつは、自分と親との間で未解決な問題を引きずっていて、自分の子どもを見ているうちに、自分が味わったことのない幸せをなぜこの子が享受するのか……、わが子なのに、そういう意識を持つ場合があります。

福島　それが重い場合は虐待につながると思われますね。電話相談でも虐待のケースが増えています。しかも、父親より母親のほうが加害者になる率が高い。

村瀬　重篤な場合はそうですね。その人自身が生まれてきてよかったと思えるような乳幼児期を経験していないために、お母さんにはなっていても、情緒は幼子の時代をさまよっていて、心の大事な部分に幼児期的なものをまだ抱えておられるのです。ですから、その人自身が気持ちを育ち直すようなリハビリが必要です。一方、子どもは子どもで、親からのマイナスの影響をできるだけ少なくしながら、親子ともに育てることをしなくては。育児支援には相手の問題の深さに応じて、行政の制度でカバーできるケースと、相当濃密なケアの必要な場合とあるでしょうね。きめ細かなプログラムを考えなければならないのが、いまの母子に対する支援だと思います。

福島　いわゆる乳幼児期に依存できる対象、一般的には親ですね、親に対する甘えが十分に受け入れられない、依存の対象になれなかったというのはやはり将来的に尾を引いていくということですね。アメリカで、ソーシャルワーカーの仕事はいわゆる再生産を断ち切ることだと聞き、同感だったのですが、ただ、すべてのケースがそうではないので、どうしたら虐待の再生産を防げるのか、現場として非常に関心を持つところです。

村瀬　その場合、どこかでつらい体験を補ういい出会いがあります。それが施設や治療機関であるとか……、あるいは身近な素人の人との人間関係で補われる場合もあります。ただこれが最近少ないから実は難しいのですが、とにかく自分を見ていてくれるまなざしがあると変わっていかれるのです。

森岡　いまのように、心に傷のある場合のカウンセリングの位置付けや必要性はいかがですか。

村瀬　カウンセリングを言葉だけのやりとりと限定して考えると、重篤な人にとっては必ずしもそれだ

けでは十分ではありません。最終的には、日常的なことのお世話を含めて援助していくことになると思います。それにしても、現代人は自由に話しているようで、特に心に傷を持っている人は話を本気で聞いてもらったことがない。これは驚くべきことです。さきほどの子どもたちへの調査でも感じたことです。子どもたちの貴重な時間を使うわけですから、いやがるかと思ったのですが、私が来るのを校舎の窓から見ていて「ワー、おばさん来た～」なんて、とても歓迎してくれたのです。受験生でさえも。でも、これは深刻な現状の現れだと思ったのです。

森岡　だれも聞いてくれたことがない。しかし聞いてほしかったことなのですね。

村瀬　そうなんです。学校大嫌いと言っていた子どもが「俺たちの意見を素直に聞くという気持ちに、俺は大賛成だ」と言ってくれました。学校の先生がたも驚いておられましたが、これは子どもが虚心に話を聞いてもらう経験が少ないからだと思うのです。

福島　40、50代のお母さんがカウンセリングを求めているという新聞報道を見ました……。

村瀬　いまの日本人は自分の知識を他人にスピークアウトすることには熱心です。話すということは聞き上手と裏打ちしあうはずなのですが……。

森岡　そうですね。相手の気持ちになって、相手の主張に同感を示しながら聞くということは、ある意味では難しいことですね。そういう心の持ち方の訓練というか、しつけは、家族のなかで行われるのが出発点だと思いますね。

村瀬　黙していても、自分のなかに蓄積している知識や経験に照合しながら相手の話を聞いているときは、きっと表情や目の色になにか深い心が現れていて、話し手はわかってもらえたと思うでしょう。そういうレベルの聞き方を家庭のなかでもできるようになったらいいな、と思いますね。

森岡　以前は家庭のなかでの聞き役はお母さんでした。それにきょうだいが多かったから、お姉さんやお兄さんが親と違って説教しないで、とにかく聞いてくれました。あとは、近所でも話を聞いてくれるおばさんなどがいましたね。

福島　中学、高校になると、友達が人生の悩みなどを聞いてくれました。いまは、友達をきちっと見つけ得た子どもはいいのですが、それもなかなか難しい。「今日は遊べる？遊べない？何時まで遊べる？」って電話がかかってくる。友人関係も非常に浅薄になっていますね。それから、子どもたちが自分の私生活を大切にしているのかなとも思うのですが、遊びの種類によって友達を変えている。そしてあまりたくさんの友達をつくらない。友達をつくると自分の時間がなくなってしまうからでしょうか。

森岡　悩みなどを相談できる親友もそんなに多くないのでしょうね。

福島　私の施設では、いまの家族が失ったものを再現したいという思いで、力の弱いもの、年齢の低いものを思いやり、他人の痛みを自分の痛みにしていけるような子どもに育てようと、そういう面での指導をかなり徹底してきたのです。そうしたら、施設に来るお客さんから「ここには昔の子どもがいる」とよく言われるようになりました。年長の子どもたちが小さい子を抱いて散歩に行くことに何ら抵抗がない。心のやさしい子どもたちが育ってきていると思っているのです。さらに、グループホームでは、日常生活を身に付けるために、予算を与え買い物も子どもたちに任せた結果、子どもたちに社会性と経済観念が育ってきたのです。電気のつけっぱなしや

水道の出しっぱなしにも気をつけるとか、自分たちの努力で浮かしたお金で夏休みに旅行をするとか……。でも、このようなことはある程度の集団があるからできるのだと思います。家族が核家族化、小規模化し、さらに少子化のなかで、子どもたちがそういう体験や人間関係の学習ができるのかどうか。

森岡　いま、18歳未満の子どもがいる世帯の核家族率は7割を越えているのが現状です。核家族は親族や隣人からの独立度が高いのに加えて、家庭内教育のエージェントが非常に少なく、また単層化していて、子どもにいろいろな角度から接触、支援することが少なくなっていると言えます。祖父母が同居していれば補われるのでしょうが……。

大切なものを見抜く子どもたちのセンスをどう根づかせるか……。

福島　日本の家族はアメリカや欧米に比べれば、虐待数にしても離婚数にしても少ないから、まだまだ家族が健全な形を保っているという見方もあります。しかし、状況からすると、行政的なサービスだけではなく、ボランティアを含めたいろいろな仕組みをつくって家族、子どもを支援していくことが必要だと思い、私自身、折りあるごとに発言させてもらっているのですが、いろいろな支援を考えるとなると、公、国家が家族の問題にかなり介入していかなくてはならない状況になるでしょう。そうなったときに、これまで家族の持っていた子育ての価値みたいなもの、親としての喜びを奪っていくようなことはないでしょうか。いま、これまでの福祉の概念とは異なる公平性の問題がでてきていますが、それを重視するあまり、ますます親が養育を外部に委託してしまう、ということにならないでしょうか。

森岡　子どもを守るという責任、老人を守る責任についても同じだと思いますが、やはりそれは第一義的に家族にあると思います。すると、国の介入に当たっては、家族のプライマリーな責任を冒さないという歯止めがどうしても必要だと思います。そのためには、親がそれぞれ自分たちの生活の価値というか理念をきちっと持っていなくてはいけないでしょう。政府の政策が物事の関係や私たちの生活態度までもずいぶん変えさせてしまった〝消費は美徳だ〟という大量消費社会における価値の転換も含めて、そうです。エネルギーの大量消費は地球エネルギーの枯渇につながる資源の大量収奪ですし、大量消費の後始末として環境問題、公害問題が起きているわけですから。親たちがしっかりした生活の理念を持っていなければなりません。

村瀬　物質文明に対して精神文化をどう掘り起こして、より豊かにできるかどうか。その大きな転換期にきているような気がします。そのためには、人間にとっての知性の具現化とは何か、教養とは何かを一人ひとりが相当自覚して考えないと……。しかし、さきほどの調査で、子どもは大切なものを見抜くセンスを持っているのでは、と思わせられました。年齢によって順位は入れ代わりますが、大人になったら大切にしたいものとして、出世やお金より、家族・家庭、人の役に立つ、仕事、自分が楽しいと思って打ち込めることがある、など精神的な豊かさを包含する項目が上位にあげられました。また、内省的でないと思われる男の子が「なんてったって、これが人間のもとだ」と言いながら、家族・家庭を選びました。周りから唆されてお金を一番に選んだ子どもは、「一番は仕事に変えてください」と訂正に来ました。私はこの子どもたちを前に、大人が子どもたちのこのセンスを上手に引き出して、いかに根づかせることができるか、そこがポイントだと思ったのです。

森岡　子どもたちの持つ力を信じたいですね。

福島　どうもありがとうございました。

（1997年6月23日実施）

特集

親子関係のいまとこれから

心の芽生えと親子関係

——周産期、乳幼児期の親子関係、世代間伝達

慶應義塾大学小児科　講師　渡辺久子（わたなべひさこ）

1．はじめに

人の人生の曙の周産期、乳幼児期は、親や家族を巻き込む複雑でダイナミックな時期である。今日の都会化した社会では、バラ色の育児情報とはうらはらに、孤独で緊張に満ちた母親と乳幼児の生活が展開し、隠された日々の問題が、児童、思春期のさまざまな心の問題の増加につながっている。本稿では心の曙である周産期、乳幼児の現代の問題について述べたい。

2．周産期

人生は胎内から始まる。親指の大きさにも満たない胎生16週の胎児には、すでに視聴覚、触覚、痛覚、深部知覚が備わり、羊水の中で感覚的な生活をしている。テクノロジーが発達した今日、羊水遊泳を楽しみながら、蹴ったり、指しゃぶりをする胎児の姿が、胎児エコーのスクリーンに映しだされる。命の誕生のリアリティーを目のあたりにして、誰しも感慨を抱かずにはおれない。

周産期はダイナミックな出会いの時。男女の営みから新しい命が誕生する。精子と卵子の融合した受精卵が、刻々と胎児に成長していくという、極めて生物学的な現象の中から、親子の親密な情緒のふれあいや社会的関係が紡ぎだされていく。

胎内の胎児は、人を親に成長させる。父母になりゆく心のプロセスにおいて、現在と過去と未来が不思議に融合しあう。例えば、生まれてくる子はどんな子かしらと未来に思いを馳せるとき、母親は知らぬ間に、遠い過去を想起している。昔子ども心に、お母さんになったら、こんなふうに赤ちゃんを可愛がりたい、と空想してきた赤ちゃん像が浮かぶ。一方赤ちゃんのときに親との絆をめぐり痛ましい体験を生き延びてきた場合にはどうなのだろう？無邪気な夢の中に、暗い情念が否応なく侵入しないとはいえない。

フランスのレボヴィシは、赤ちゃんに対して親が抱くイメージには、次のような三つの異なる次元があるという。①男の子であったり、色白であったりという、その子固有の資質をもって生きている現実の赤ちゃん像（real baby）、②幼い頃から、こんな赤ちゃんがほしいと思い描いてきた空想の赤ちゃん像（imaginary baby）、③そしてかつて、自分が赤ちゃんとして生まれ育てられた、その感覚体験から生まれた幻想の赤ちゃん像（fantasmatic baby）。この幻想的な赤ちゃんは、記憶にも上らない深い体験で、人が意識することは難しいと精神分析学の研究は教えている。

「私まるで、赤ちゃんだったころの自分を抱いているみたい」と生まれたばかりの娘を抱きながらつぶやいた初産の母親がいる。娘のお産を手伝いにい

った祖母が、そのことを私に話してくれた。その祖母も初孫を抱く娘の姿に、その昔初めての娘を抱きながら母親になった自分の姿を重ねているのであろう。

一方、「どうしてかわからないけれど、この子を抱くと気持ちが落着かなくなる。こわい」という母親がいる。よくよく聞いてみると、自分自身の乳児期に、母親の抑鬱状態や、次の赤ちゃんの死産など、暗い出来事がおきている。

流産、死産や対象喪失で暗く内向するとき、母親は乳児にとり、いながらにしていない存在になる。乳児はうわの空の母を敏感に察知し、一生懸命声をだして笑いかけ、明るい母親を取り戻そうとする。それが功を奏さず、母親の暗さが長引くと、繊細な感受性の乳児は、暗い死んだような対象像を取り入れ精神病理のリスクにつながるという。フランスの精神分析家グリーン（Green, A）はこのような母親像を抱く乳児の状態を「死んだ母親コンプレックス The dead mother complex」と呼んでいる。

このコンプレックスとならんで、周産期、乳児期の心理的世界の理解に欠かせないのが「赤ちゃん部屋のお化け（ghosts in the nursery）」という現象である。フライバーグ（Fraiberg, S）は可愛いはずのわが子を抱きながら、母親が不安な気持ちにかられることを指している。乳児の存在により母親の心に暗い幻想的な赤ちゃん像が浮かんでくるからであろう。このように周産期は、人にとり未知の未来と太古の胎児期とが、「今」の中に時間を超えて溶け合う複雑な世界である。

妊婦の夢や自由に語る連想には、原始的な感覚世界への退行があふれている。人知れず深く沈む心の井戸の奥の情念が、周産期には揺さぶられ、湧きあがるのであろう。父親となる男性の内面にも似たような揺らぎが見られる。妻のお腹の膨らみにつれて、いつにない生産意欲が湧いたり、アイデアが生まれてくる夫がいる。かと思うと、人が変わったように苛立ち、思わず妻のお腹を蹴飛ばす夫もいる。

ある狭心症様の心因性痛み発作を呈して、精神科を受診した夫は、妻が妊娠したのをきっかけに発症した。生い立ちを尋ねると、2歳のときに弟が生まれ、急にお兄さんにさせられ、弟への妬みを抑圧されたという。また、乳児が泣くたびにカーっとなって、妻を殴り、乳児をベビーベッドに叩きつけた父親がいる。乳幼児期に母親が急死し、人に預けられて、我慢強く育ってきた。自分の子ども時代に、恋い焦がれても得ることのできなかった親密な母子のふれあい。妻が惜しみなく赤ん坊を可愛がる姿に、忘れていた自分の辛い過去を思いださせられたようである。この心のダイナミックスをとことん見つめ、妻と話し合い、妻子への暴力を乗り越え、穏やかな生活に落ち着いた父親もいる。

3．乳幼児期の親子関係

乳幼児期の親子関係は、その時代の社会のエコロジーと密着している。自然の恵みの中でゆっくりと生きていた時代には、幼い命の誕生は、その共同体全体が共に、真心と喜びをもって分かち合う営みであった。社会の都会化やテクノロジーの発達が、乳幼児の健やかな心の発達に必要な命の原理を無残にも壊している。

米国の小児科医、小児精神科医のブラジルトン（B. Brazelton）が約10年前に、日本の五島列島の赤ちゃんの素晴らしさを夢中になって話してくれたことがある。まだ機械文明の届かぬ静かなこの離島は、命の原理が生活を支配していた。赤ちゃんのいる家では、お母さんもおばあちゃんも自然に赤ちゃんの

目の高さに腰をかがめ、「あぶあぶ」と赤ちゃんに語りかけ、赤ちゃんとしっくり波長のあったのんびりした生活を送っていた。

この五島列島の赤ちゃんには、アメリカの大都会のボストンの赤ちゃんたちにはない、落ち着きと、穏やかさが見られるというのだ。しかし、7年前に、またブラジルトンと会ったとき、彼は残念そうに語った。五島列島の赤ちゃんも、車やパソコンが島に入り込むにつれ、大人の生活のテンポが速まり、機械音が増え、赤ちゃんはボストンとあまり差がなくなったと。

便利で華やかな都会生活は、ビジネスには快適な世界であっても、デリケートな命そのものの乳児と母親の世界にとり、必ずしも居心地はよくない。特に乳児を抱える現代の核家族の母親の、アパートやマンション生活の閉塞情況は、実際生活してみないとわからない。きれいごとの育児情報が洪水のように押し寄せるなか、実際3歳以下の乳児、特に自我の芽生える1歳半から2歳半の乳児のいる家では、子どもの泣き声と母親の苛立ちが不協和音を奏でる。乳児のむきだしの感情が、母親自身の中の未解決の葛藤を誘発しやすいのである。のんびりした時代に、地域社会に支えられ、大家族に囲まれながら育児、家事をこなした祖母の世代、あるいは大勢の仕事仲間にもまれて忙しく働く夫には、この密室に閉じ込められた母子の疎外感はわかりにくい。

ひどい夜泣きの赤ちゃんが母親を追いつめ、母親の緊張、不安、自信喪失が赤ちゃんに敏感に伝わり、夜泣きの悪循環が起きるといった問題が、都会の育児相談に頻発している。たかが泣き声、と周囲は片づけるが、誰もいない密室での育児は得体の知れぬ情動が襲いくる「赤ちゃん部屋のお化け」世界である。

ある若い母親が、生後2ヵ月の長女の泣き声に発作的にふとんをかぶせ窒息死させた。この痛ましいケースでは、母親が警察に逮捕されている間に、夫が弁護士を伴い、妻を案じて筆者を訪ねてきた。

この母親は、結婚を機に遠い郷里から離れ、見知らぬ大都会に初めてでてきた。夫は平均的な会社員の常で、朝早く出勤し、帰宅は遅かった。田舎の母は年老いて病気がち。とても里帰り分娩は無理であった。都会の大きなてきぱきした産科で無事出産し、自宅に戻り、つつがなく育児をしていると、夫は思い込んでいた。夕方たまに夫が早く帰宅すると、「お乳の飲みが悪いんではないかしら」「ちょっとゆだんしたら、おむつかぶれがこんなにひどくなってしまった」と妻がこと細かに訴える。

最初は一緒に心配していた夫は、やがて帰宅しても夕飯どころではないわが家に苛立ち「くよくよしている暇に夕飯くらい作れ」とぼやき、妻の心配には耳をかさなくなった。妻は翌日から、おとなしくなり、帰宅時には夕食が準備され、妻も育児と家事の両立に慣れてきたものと思い込んでいた。ある日帰宅すると、電気もつけてない2DKの座敷に、妻が赤ん坊に布団をかぶせて窒息させたまま、ぼーっと放心していた。

都会の訴えようのない孤独、仕事に忙しい夫との断絶、そして赤ん坊の果てしない要求が、思わずかきたててくる得体の知れぬ不安、焦燥、閉塞感。これに耐えて、日々を生きのびるには、よほど明るい夫婦関係や、友人、実家などのサポートが必要である。そして現実的なサポートは、内面のサポートと響きあう。遠くとも懐かしい実家からの電話が一つあれば、孤独もしのぎやすい。

この生真面目な夫に、細やかな妻の生い立ちの背景を聞くと、田舎には障害児の弟がいて実母が苦労

していたので、わがまま一つ言わずに育ってきたらしい。わが子が生まれたときに、障害児の弟の姿がだぶってしまったのだろうか？人生早期の悲しみや苦労が、母親になりゆく女性を苦しめることを、身近な夫や実母、保健婦や小児科医が認識していたらと、悔まれる。

3．世代間伝達

親の未解決の葛藤が知らぬ間に子どもに伝わることを世代間伝達という。周産期、乳幼児期は、親の葛藤の世代間伝達の好発時期である。例えば次のような訴えで、血相をかえて救いを求めてきた母親がいた。「娘が私を馬鹿にするんです。主人とぐるになってこの醜い私をけなすんです。」その娘とはなんと1歳半の乳児であっただけに緊急に相談にのった。

面接室にやってきたのはよちよち歩きの愛くるし女の子と過食・肥満症のため、100キロ近い体重の母親。入室し、母親はソファーに腰掛けたなり、我を忘れて泣き続けた。「私の母は、いつも私をけなしていて、妹ばかりを可愛がったんです。私はさみしくて冷蔵庫のものを食べあさり、小学校から肥満症で、母に叱られ、疎まれ続けました。」

相談者に向かって、堰をきったように母親は実母への不満をまくしたてながら、小学生のようにおいおい泣き続けた。幼い娘は、わがまま一つ言わずに、敏感に母の涙を察知し、心配そうにちらちら母親と私を見比べながらけなげにおとなしく遊んでいる。母親の訴えとは異なる実際の乳児の姿。

診察室の相談者、母親、娘の3人の関係は、いつしか母親にとり実母、自分、妹の関係を写しだしている。母親は不自然なまでに娘を無視し、相談者の注意を独占し続ける。ちょっとでも相談者が乳児のほうをむくと、自分の受けた仕打ちのひどさをまくしたて、相談者をとりかえす。

この母親は娘との間で、妹との母親の取り合いを繰り返しているのであろう。そして家庭では、この三角関係が、夫をめぐって展開してしまい、夫とぐるになって娘が自分をけなすという感じ方に陥りおびえてしまっている。

無視され続け、娘はついに40分後、思わずクレヨンを床に投げつけた。「メっ！何するの。いけません！」間髪いれずに母親は娘を叱りつけた。母親は自分の惨めさに溺れ、幼い娘に無理な我慢を強いた結果の行動であることには気づいていない。実母がどんなにひどい仕打ちをしたのか、と相談者に訴えている矢先、全く同じひどい仕打ちを娘に繰り返している。

相談者は（ママが私のほうをむいてくれないから、ついに爆発したのよね）と娘にやさしく声をかけた。この間相談者の注意を独占できた母親には、少し満足とゆとりが生まれたのかもしれない。その言葉にはっとして、娘に両手を差し出した。「そうかごめんね。おいで」敵視していた娘を初めて抱き寄せることができたのである。

診察室のこの場面は、実母に無視されけなされながら育った母親の葛藤が、相談関係にきれいに反映されたものであった。世代間伝達はこのように、親子が共にいる場では、親自身が無意識のときに、どこでもいつでも起きるものである。

しかし親自身の親との関係が、わが子との関係に投影されるダイナミックスをよく観察することにより、世代間伝達を断ち切ることも可能である。その意味で、周産期、乳幼児期は豊かな可能性とリスクを孕んだ時期であるといえよう。

＊参考文献
(1)渡辺久子：母子臨床　こころの科学66　1986
(2)小島、小此木、渡辺編：乳幼児精神医学の方法論　岩崎学術出版　1994

特集

親子関係のいまとこれから

青年期臨床を通して見た親と子

川崎医科大学精神科学　教授　青木省三（あおき しょうぞう）

1．子どもの姿

ある日、友人たちが訪ねてきて、食事をしていたら、横から子どもが「お父さんはね、……なんよ」と突然、父親について話しはじめた。親子だけの時にはまったく話さなかった話題で、どちらかというとネガティブな話題であった。はじめはこんな場で「父親の真実（？）」を話されると立場がないな、と思って話を聞いていた。

子どもは、親が誰かと熱心に話していると、「ねえねえ…」と話に割り込みたくなるものである。話題の外になり、子どもに関心が注がれなくなっていることへの軽い抗議という面もあると思った。「ぼくも、ここにいるんだよ」と。

しかし、じっと子どもの話に耳を傾けていると、なかなかするどく父親を観察していることがわかり、実際、反省させられる点が多いのであった。親子という関係の中に友人が入ってくることにより、親子関係が少しゆるむとでもいうのだろうか。さらに、子どもの友だちが遊びに来て、親と一緒に話すときにも、子どもはまた違った姿をみせるのであった。

子どもは、その場にいる人によって、また、その場の雰囲気によって、さまざまに異なった姿を表してくるのである。

診察室の中で、子どもが自分や家族についての悩みを話したとき、親が「こんなこと、はじめて聞きました」と驚いたように言う場合も同様で、診察室の中で、治療者という存在が加わることによって、はじめて表れてくる子どもの姿なのである。それは家族の影のようになっている子どもの姿で、家族だけでいたのでは見えなかったものなのである。

同様に、診察室の中で、自分の目の前に表れてくる子どもの姿を、子どもの全体であると、治療者や援助者が勘違いをしないことも大切となる。治療者・患者関係にも必ず影があり、目の前の子どもは、あくまでも子どもと自分との関係の中で表れてくる子どもの一面なのである。

そして、人との関係だけでなく、家庭という場、診察室という場、……それぞれの場の雰囲気に思いをはせることも大切なように思う。場をさらに広げてみると、時代や文化と考えることもできる。「このような子どもが増えてきたのは由々しき問題である」と子どもの欠点を検討するのではなく、「このような子どもとして表れてきやすい時代と文化になったのだ」と、大人が作っている時代や文化に思いをはせることが大切なように思う。

さまざまな関係や場の中で、表れてくる子どもの姿はそれぞれいずれも真実であるのだが、あくまでも一面であり、全体ではないということに留意しておきたい。目の前に表れてこない子どもの姿を視野に入れたり、想像したりしながら、子どもの全体と

いうものをいくらかでもとらえようとする努力を失わないようにしたいと思う。

一人の子どもをどのように理解するか、を巡って、大人たちの間に生じる意見の対立は、いずれが正しいかということを明確にする方向で議論するのではなく、子どもの全体像をいくらかでも描こうとする方向で考えたら、意義ある場合が少なくないのではないだろうか。また、治療や援助とは、それまでと異なった人、異なった場の中で、子どもが異なった姿を表してくることを助ける仕事と考えたらどうだろうか、と思う。

2．一人で悩む青年

一人で、受診してくる青年、例えば、長年、対人恐怖症状で悩んでいた青年に、面接の途中で「ところで、あなたは、この悩みをお父さんかお母さんかに話したことはないの？」と尋ねることがある。青年の多くが「ない」と答える。「どうして？」と尋ねると、「昔、一度、話してみたけど、これからの人生で人づきあいなしでは生きてはいけないのだから、こんなことで負けてどうするの、と言われた。もう、それから話していない」とか、「自分の駄目なところをみせるようで、恥ずかしくて言えない」など、答えはさまざまである。そして、「この次は、ご家族にもお会いしたい」と言うと、「親には絶対知られたくないから嫌だ」と断る青年が多い。はじめは、その言葉通りに受け取っていた。

しかし、もう一方で、どうも自分と親との間を仲介してもらいたい、という気持ちが、青年の中に見えかくれするのに気づくようになった。治療の途中に出現する大量服薬や手首自傷などの行為が、結果として治療者を仲介役にさせ、親に自分の気持ちを伝えようとするいくらか意識された行為である場合も少なくないと思うようにもなった（もちろん、治療者へのメッセージである場合もあるが）。このような行為を介して無理矢理に仲介役にさせられるという体験は、青年に利用され、動かされるという感じを生じさせ、治療者としての能動性が奪われるようで、いくぶん不快な気持ちがわかないではない。心の中に生じる不快な感じが、利用されまい、振りまわされまい、という気持ちになり、治療者の言動に表れて、青年との綱引きになる場合も少なくない。

最近は、できることなら仲介役を避け、青年に自分の言葉で話してもらいたいと考え、「結局、あなたが勇気を出して話すしかないよね」などと早めに種を蒔いたりもするのだが、やはりなかなかうまくはいかないものである。どちらの言い分にも耳を傾け、子どものつらさ、親のつらさをいくらか翻訳し、後は親と子をそっと見守るくらいが、治療者にできる一番の援助ではないか、と思ったりもする。

このように青年に動かされるたびに、心の中で思い返すのは「子どもはたとえどのような親であろうと、親と和解をしたいと願っている」という村瀬嘉代子氏の指摘である。確かに、激しくかたくなに親を拒否しているように見える青年でも、親といい関係を持ちたいという願いを心のどこかに持っているように思う。それを、どのような形で援助したらいいのか、いつも模索しているのが私の現在である。

3．私のしんどいのをわかってくれてない！

一人で悩むのではなく、逆に、親に自分の苦しみをわかってもらうことを執拗に求める青年たちがいる。

A君は、1階にいる母親に電話の子機を持たせ、何かあるとすぐに母親を2階の自室に呼びつけ、深夜であろうといつであろうとすぐにかけつけなけれ

ば許そうとしなかった。ある相談所で、母親の育て方の問題を指摘され、子どもの求めることを「絶対受容」することを助言されたという。そのため、「わしがしんどいときにお前が寝るのは許さん」と、寝るのを許さないA君に、母親は全面的に応えようとした。「Aの言うことに応えることが、Aにとって必要なことなのだ」と思ったと言う。そう言いながらも、もう体力も気力も限界にきているような状態であった。私は母親に、A君が何も電話してこないときはどうしているのかと尋ねた。それに対して母親は、「Aが絶対に寝たらいけん、と言うので、じっと座っている。」と答えた。ついうとうととしていて、電話で呼ばれてもすぐに行けなかったら、「寝とったんじゃろう」と激しく怒るので、寝ることができないのだと言うのである。私は、まず「寝るのが当たり前なんです。それに、寝るのが大事なんです。お母さんが体力と気力を保つことが、A君にとっても大切なことなのですから」と話した。「いつまでも、子どもをみていくために、しっかりと手を抜きましょう」と。母親は、そのときはじめて、ほっとしたような表情を浮かべ、「そうですね…」と述べた。それから、どのようにしたらA君に一生懸命やっているように見えるか、それでいてどうしたら手を抜くことができるか、さらには、完全にできないということや「ごめんね」とさらりと言う工夫などについて話し合うようになったのである。「絶対受容」が母親の愛であるかのように、親が思いこむときがある。子どもの親への非難は、いくらかは親にも心当りがあり、罪悪感を感じているところでもあるので、知らず知らずのうちに、親は「よい親」に向けて、「完璧な親」に向けて走りだすことがある。その時が、危険なのだと思う。「完全」ではなく、「不完全」を認められるようになることが、親も子もともに大切なのだと思う。

少し言葉を換えると、子どもたちは、親に完璧な親になることを求める。そして、いかによい親ではないか、ということをさまざまな場面で責める。実際、言われてみたら思い当たる点があるので、そのとき、つい本気になって、いい親になろうと思うことがあるのである。しかし、その瞬間から、親が自身を追いつめることがはじまりやすい。完璧な親などどこにも存在しない、幻想なのである。

そんなとき、まず完璧な親を「演じてみる」とか、完璧な親に見えるにはどのように振る舞ったらよいか、という発想を親と治療者が共有すると、少し楽になることがある。しんどさがわかる、というのはあくまでも、いくらかわかる、というものに過ぎず、そもそも人が人を理解することには限りがある、ということを親と治療者が、青年と治療者が共有すると少し楽になる。青年たちは、親に「完璧な親」という「ないものねだり」をする。それに完璧に応えようとするのではなく、また、あっさりと投げてしまうのでなく、不完全さと限界を粘り強く伝えていくという作業が大切なのだと思う。

4．アウトドア・ブーム

休日になると張り切るお父さんとお母さんは少なくない。RV車やワゴン車にキャンプ用品を詰め込み、野山に繰り出す。明るい日差し。海辺や山で、バーベキューを楽しむ。そよ吹く風。肉の焼ける香ばしいにおい。子どもたちの歓声。にぎやかな会話。そして、決定的な決め技としての、きりっと冷えたビール。そこに「幸せ」を感じる瞬間がある。日々、仕事に追われているお父さんやお母さんたちは、ウィークエンドのこの瞬間を楽しみに、ハードなウィークデイを乗り切っていく。

アウトドア・ブームには、家族のつながりを確かめたり、子どもに自然を味わわせてやりたいという親の思いが託されている。子どもたちも喜ぶ。ただし、思春期になると、喜々としているのは親だけで、子どもたちは少ししらけた感じで、まあ、つきあってやろうか、という感じになっていたりもする。もちろん、これは私の話でもある。

家庭を犠牲にして仕事にかける、というような仕事人間のお父さんは減り、家庭を大切にするお父さんが明らかに増えてきている。それは、基本的に、よい方向への変化である。ただし、アウトドアは、非日常、すなわち、一種の「祭り」である。それは、働きづめだった時代から休日を楽しむ時代への変化である。しかし、それと同時に、平凡な日常が豊かになる時代、文化を作り出していきたいと思う。

5．青年の居場所としての「居間・食堂・台所」

平凡な日常が豊かになることとして、ここでは青年の居場所について考えてみたい。青年の生きる時と場には、1)青年が家族とともに過ごす時と場(家族を感じる場)、2)青年が安心して一人になれる時と場(自分を感じる場)、3)同年輩の人が安心して集える時と場(仲間を感じる場)の三つの時と場があるように思う。青年はこの三つの場を、行き来しながら成長してゆくのだが、それがうまくいくには、この一つ一つの場が安心できる安全な居場所になる必要がある。ここで、その一つである青年が家族とともに過ごす時と場(家族を感じる場)、具体的に言えば、居間・食堂・台所など、について少し考えてみたい。

居間について、建築家の渡辺武信氏は、「一緒の空間にいて、お互いの存在を感じ合いつつ、別のことをしている場である」と、また、同じく建築家の外山知徳氏は、「何の目的が無くとも滞留する場所である」と述べている。また、人類学者の河合雅雄氏も、居間について「母親が編物をし、父親は新聞を読んでいる。子どもは漫画を見たりパズルをしている。ときどき短い会話が花から花へ飛び移る蝶のように飛び交う、ごく平穏な日常の光景である。このごくありふれた日常性の回復こそが、今求められていることではないか」と述べている。私はこれらの言葉に家族関係のあり方をも含めた深い示唆を感じるのである。これらの指摘に共通していることは、「共に居ながら、別々のことをする」、ということであり、これが居間の条件なのだと思う。青年にとって、「護られた安全な場」とは、このような場ではないかと思う。こういう場には、派手さはない。しかし、不登校やひきこもりの青年には家の中の安心できる「居間・食堂・台所」が必要になると思うことが少なくないのである。

居間・食堂・台所、このような日常的な場が安心できる豊かな場になることが、今、求められているように思う。家族関係を考えるとき、関係そのものを考えることも大切なのだが、関係を抱えている場について考えることも大切なように思う。そして、場について考えるほうが、関係そのものを考えるより、実りがあることが少なくないと私は思っているのだけれど。

※参考文献
(1)村瀬嘉代子：子どもの心に出会うとき、金剛出版、1996年
(2)渡辺武信：住まい方の実践、中公新書、1977年
(3)外山知徳：住まいの家族学、丸善、1985年
(4)河合雅雄：子どもと自然、岩波新書、1990年
(5)青木省三：思春期　こころのいる場所、岩波書店、1996年

特集

親子関係のいまとこれから

父親と子ども

小児療育相談センター　所長　平田一成（ひらた いっせい）

……子は両親の血を二つながら持っている。
時に父に、時に母に、二つは見えかくれしつつ育つのだ。　　青木　玉著「帰りたかった家」

〝父の日〟が設けられてからどのくらいの年月を経たでしょうか。情報や商業の世界では、〝母の日〟と同じように特別な日とされているように目に映じます。保育園や幼稚園では、〝お父さん〟の絵を描いたりプレゼントを作るといった年間プログラムができていると思います。しかし、私たち大人も母への思いがいつも心の底の奥にあるほどには、父の存在の重みを折々に感じることは少ないでしょう。もちろん、母よりも父が心の中で確とした場所を占めている人もいるでしょうが。

〝母の日〟があるのに〝父の日〟がないのは片手落ち、それではあんまりお父さんが気の毒ではないかという世間の正直な気持ちが働いたことは、その月日の設定からしても明らかです。子どもから「お父さん、ありがとう」と言われる恥ずかしさとうれしさを体験する父親もいるようになったのは、悪いことではありません。児童期ぐらいの年代の子どもに「こんどの日曜日はなあんだ？」と聞くと、「あっ、母の日！」とたいていは答えてくれますが、〝父の日〟という答えを期待することは、かなり困難です。これは私の臨床の場に限ってのことではなく、ことほどさように〝父の日〟が、すなわち父親との関係がイベントとして取り上げられても、子どもに認識されがたいことを物語っています。

私たちの国では、第二次世界大戦が終わった時点を境にして、社会の様式、男女の立場、家のあり方、さまざまなものごとの価値観などに、それこそ歴史始まって以来の大きな変化がもたらされました。初めは戸惑いつつも、いつか衣服が身体になじむように人々はその変化を受け止め、受け入れてきましたが、終戦後50年以上が過ぎた現在でも、社会のさまざまな姿や人間の生き方に確としたものがあるともいえません。それらはいつも流れ動いていて、いつの間にかニュアンスの違う色に染められていたりします。しかもその流れがかなりのスピードを持っていることも現代社会の特徴です。より理想的なものを求めたり、流れに逆らったり、流れの方向を変えようとする模索が絶えることはありません。

このような世の中で、現代の父親はどんな姿を私たちに見せているでしょうか。

結婚によって新しいカップルが誕生しても、妻が職から退くことは珍しいでしょうし、妊娠しても、出産してもなお仕事を続けることも、ごく当然のことになりました。妻の生き方に添って妊娠から出産まで、夫にはいろいろな役割があって、積極的な関与をするようになりました。もちろん、わが子の誕生が、さらなる育児から教育へと父親の積極的な参加を妻からばかりでなく、社会全体からも要求され、

期待される現代です。

子どもの運動会は日曜日に催されるようになり、お父さんたちによる見物席の陣取り合戦や、ビデオ・カメラを手にわが子の晴れ姿を追いかける姿がテレビに登場するのは、もはやシーズンの風物として定着しました。わが家の一大イベントに頑張る様子がほほえましく思われたり、いささか憐憫の情を催したりします。ブラウン管に映る父親の姿そのままに、現代の父親たちは明るく、健気で、その家族に惜しまぬ力を素直に発揮しているのでしょうか。

こんな少年とその父親がいます。少年は幼いころからなにかと身体が不調で、小学校高学年になってからは激しい頭痛を訴えるようになり、何度も入院しましたが、結局身体の異常は発見できず、心理治療を受けるようになりました。痩せて弱々しい外見から想像できるとおりスポーツは苦手で、勉強する意欲も乏しく登校しない日が長々と続きましたが、無理なく相手になってくれる心理治療が少年にとっては唯一の心の安らぎの場であったようで、投げやりな態度も少しずつ薄れ、中学校に進学してからは学校を休むことがめだって減りました。情に乏しくデリカシーに欠けた母親に少年の心により添うことを期待しがたく、父親のほうは逃げ腰で相談にものってくれず、あなた任せです。

祖父が一代で築き上げた金融業の後継者になることを嫌い、父親は一介のサラリーマンになりました。小・中・高・大学と一貫した私立の教育を受けましたが、会社の仕事にも熱が入らず、経済的な援助だけは親から受けているので、恵まれた生活です。当てにならないひとりっ子の父親よりも、いま祖父は同じようにひとりっ子の孫に夢を賭けています。「おじいちゃんの仕事を継いで、うちのお墓を守ってくれるのは、パパではなくお前なんだからね」と聞かされ続けることで、少年は気分が暗くなります。

父親は少年が弱々しく頼りないうえに祖父の願いを煩わしく感じているのが、自分とそっくりなことに気づいているからなのか、事あるごとにいら立ちを少年にぶつけます。わが子のことを深く考えれば、それは自分の問題を直視することになるのですから、気分もいら立ちやすいのでしょう。後継者になりたくないと反抗した父親の心の奥と、反抗しながらも現実では親からの経済的な恩恵を受けている父親を、少年が自分の心とこれからの生き方とにどのような折り合いをつけていくのか、一家の将来像を託された少年が無理なく育つように見守りたいものです。

ここで夜尿を主訴とした少年A君とB君及びそれぞれの父親を中心に、この2家族について述べることにします。

A君、小学4年生。父は転勤地で見合い結婚、意外に早い本社への再転勤で、父親の生家にA君一家は同居するようになりました。父親はなにかと自分の母親に依存的だったのですが、同居するようになってからは、妻やわが子はどこへやら、両親にべったりと甘えるようになり、そのうえ父親の妹、祖父の姉までが同じ屋根の下で生活していて、A君やその母親への口出しが多く、この7人の家族がお互いに衝突し合う混乱状態が起きる日々です。

おむつが取れてからも、ときどき夜尿がありましたが、最近は無事の夜のほうが少なくなり、二人の妹も生まれて母親は心が休まるときもなく、離婚を考えるまでになりました。母親は家庭が波立っているからA君の夜尿が治らないと言い、男の子の夜尿は心配ないし、どこの家も中をのぞけばごたごたしているものだと父親は主張します。「パパとママは喧嘩ばかり、おじいちゃんもおばあちゃんも皆喧嘩ばかり。僕はお漏らしを治したいんだ！」と言うA君

の剣幕に驚いた両親は小児科クリニック受診を経て、私の外来に一家揃って来ました。甘いマスクの父親は弱々しい笑顔で萎縮するばかりですが、美しい容姿の母親は険しい表情で訴え続けます。両親に挟まれたA君はしきりと後方を振り返ります。看護婦さんが付き添っている妹たちが心配なのです。こんな健気な様子を見せる彼はハンサムでスマート、人気絶大のグループの中の某少年にそっくりです。○○君みたいだね、皆からそう言われない？の問いかけに恥ずかしげに「さあ、別に……」と返事しながらまんざらでもない面持ちです。自分で決心して来たのだから、絶対に治るから……と、私は三つの提案をしました。一つ：カレンダーに無事の朝は○印を記入すること（失敗した朝は×印を付けないこと）、二つ：無事の朝は貯金箱に10円玉を１コ入れること、三つ：パパが得意なボウリングにA君を連れて行くこと。

２週間後の約束の再来に、A君は母親と二人で来ました。母親が差し出したカレンダーには、無印の日が３ヵ所しかなく、大事そうに抱え持つA君から手渡されたロボットの貯金箱を振ると、ガチャガチャとにぎやかな音を立てました。「Aが先生にご報告したいことがあるんですって。ホラ、自分で言ったら」と母親に促されて、「バック転ができるようになった…」と顔を赤らめました。例の人気グループは、歌い踊りながら鮮やかなバック転を繰り返し見せるのです。この日、小さな妹たちは父親が休暇を取り、自宅で面倒をみているとのこと。「今日はAと初めてのデートなんです」と美しい母親は本当にうれしそうでした。このような調子で４ヵ月余り、父と母が交替で付き添ってくるA君は、夜尿からほとんど解放されましたし、父親ももう萎縮せず、頭を掻きながら笑顔を見せます。「あんまり皆を責めないことにしました。皺が増えるばかりですから」と母親は言います。

B君の場合はどうでしょう。小学３年生の彼は薬を投与するとたちまち夜尿は消失します。定期的に薬を取りに来るのは父親です。アスレチック・クラブのインストラクターをしていますが、アウトドア志向、スキーやキャンプ、釣りと４WDカーを駆使して、四季折々の家族旅行が散りばめられ、外見の偉丈夫さに加えてかゆいところに手が行き届くこまかな面も十分にあります。母親は保健婦で多忙、家事はまだまだ元気な舅・姑が率先して分担してくれるので大助かりです。しかしB君に時間を割くことが簡単にはできがたい仕事ではあっても、学校の先生風にわが子を〝Bクン〟を呼び、少々母子間に距離を感じます。せめて１学期に１回でもB君と一緒に受診しては、との言を忠実に守るような母親です。服薬していても夜尿が出現することで、母親が久しく外来に姿を見せていないことに私は気づき、母親の同道を求めます。「ものすごおく久し振り！」とB君は素直に喜び、母親と二人だけの時間にたっぷりと浸っています。「そんなこと言っても、B君は弟が二人もいるお兄さんじゃないの」と、母親にはB君のうれしさが伝わり切れていません。

「あの子はもうひとつ駄目でしてね」と、スポーツマンの父親はB君への不満を漏らします。「父親が頑張っても、やっぱり子どもには母親なんですかね。おやじはどうも敬遠されてしまって」

B君は３歳からスキーを始め、なかなかの腕前なのに、「釣り師になるなんて言いやがって」と父親は嘆きます。B君はアウトドア・ライフについて「楽しいことは楽しいけど……」と、父親の大きすぎるほどの存在感にむしろ何も言えずにいるようです。釣り師になることでせめても父親への忠誠の心根を表現しているのかもしれないこと、父親に合わせることばかりでなく、父親がB君の意に添うことを生活の中で組み入れてみることも大切なときがきていることを私は伝えました。B君とはそろそろ１年の

付き合い、薬も必要なくなる日が近いようです。

A君の父親のように人柄が未熟で、大家族の中に埋もれて存在感のちょっと薄い頼りないあり方が、相対的に母親の力を際立たせてしまい、家庭内が波立っても不思議ではありません。家族全体の様子を客観的に把握したうえで子どもに対する無理のない対応を考えることから、父と子との交流も滑らかになるでしょうし、家族それぞれが自然な息づかいを見せるようになるものです。現代の父親からは権威が失われてしまったとよく言われていますが、あたかも積み木が箱の中に上手に納まるように家族の一人ひとりが譲り合うことで、父親も権威者として認識されるよりも親子の血のつながりを確実に感じ取れる間柄としてその姿が見えてくるでしょう。そのときこそ、子どもは父親とともに生きていることを実感できるのではないでしょうか。

多くの障害を持って生を受けた男児がいます。その幼年時代のほとんどは入院生活で過ごしました。就学後も通院と入院が生活の大きな部分を占め、小学5年生のとき、父親の転勤で複数の主治医も交替となりました。このときから登校を嫌がる日がめだつようになり、彼と私の交際が始まりました。時代離れした、かなり古風な人柄と趣味の少年で、どんなに打ち解けても丁寧な〝です・ます〟調の語り口、相撲が大好きで月刊の相撲誌を愛読し、江戸時代から現代に至るまでの力士の故事来歴に通暁しています。野球やサッカーには関心がなく、大相撲の時期には自作の紙相撲を持ってきては、私とゲームを交えることもありました。中学校に進学してからは3年間に50日程度登校しただけでしたが、中学時代には2度の両下肢の手術とリハビリテーションもあり、医療と縁が切れることはありませんでした。家庭では週2回の家庭教師による勉強と、母親も一緒のフラワー・アレンジメントと絵画の習い事の生活でした。いま彼は定時制高校に熱心に通学しています。「あなたが見ていてくれたから、曲がらずにここまでこれた」という文をぜんまいの新芽の絵に添えた自作の絵はがきが届きました。「皆が助けてくれたのでできたのです。これからも助けは必要ですけれど、高校に進むことは自分で決めました。自分のことを自分で決めたのは初めてです」という晴れがましい彼の顔が忘れられません。

未熟な、いつも彼と一緒にいる母親と、まるで内気一方の父親でしたが、彼が高校に合格したとき、「じっと見守ってくれて、ここぞというときに力を出してくれた主人のおかげです。やっと子離れができます」と母親は涙を初めて流しました。登校しないわが子にやきもきしつつも、病気を持っているのだからと自分自身に言い聞かせ続けている母親と病気に喘ぐ子どもを、さまざまな楽しみ事を生活の中に織り込むように工夫しながら支えてきた父親の静かなそして確かな愛があって、いま一家は輝いています。

私ごとになりますが、幼いころから自分の母親に顔も性質も似ていると言われることは、私のひそかな誇りでした。ところが老年の域にさしかかったあたりから、亡父にそっくりになってきたと言われることが多くなりました。私は最近デパートの中などで一瞬父親かと見紛う姿に出会うことがあります。しかしそれは大きな鏡に映った自分なのです。自分の中に感じる父親の好ましくない性分を躍起になって消し去ろうと努めていましたが、折りに触れて私の子どもに亡父の生き生きとした姿が重なって見えることがあり、良きにつけ悪しきにつけて紛れもない血のつながりの重さを痛く感じています。そして自分のすべてをそのまま認め労ることから、私の中にひそんでいるに違いない〝私の好ましい父親〟を探していこうと思っています。

特集

親子関係のいまとこれから

里親養育への支援

――東京都養育家庭制度における児童委託の状況から

横浜国際福祉専門学校　教員　櫻井奈津子（さくらいなつこ）

はじめに

東京都養育家庭制度は、社会的養護を必要とする児童への個別的処遇の保障とコミュニティ・ケア推進のための具現的対策として1973年に発足した東京の里親制度である。[1] 施設とともに里親家庭が社会的養護を担うという本制度は、それまでの里親制度の認識を改める画期的な試みであり、1996年４月１日現在、延べ960名が養育家庭に委託され、775名がすでに委託を解除している。しかし本制度発足から20年以上を経た現在も、要養護児童への措置は施設入所が中心で、養子縁組里親への委託を含めた里親委託児童数は養護措置児童数の１割にも満たず、養育家庭への委託児童の大半が長期的な措置を要する児童である。[2]

筆者は、養育家庭センターワーカーとして本制度に直接かかわりを持った自らの経験をふまえ、里親委託の実践上の課題を明らかにするために、本制度における児童委託の状況分析を行った。[3]

児童の措置にかかわる関係者にとって、里親への委託後にさまざまな理由から委託の継続が困難となり、施設等に措置変更するケースの存在は、里親制度の積極的な活用をためらわせるものでもある。そこでこうした措置変更ケースの要因と措置変更に至るプロセスを検証することによって、里親委託における固有の援助プロセスを明らかにし、委託業務における方向性を見いだそうと試みた。

措置変更ケースの分析には、本制度発足から1989年３月末日までに委託された782名のうち、1996年４月１日現在において措置変更という結果を迎えている243名を対象とし、どのような要因が措置変更に影響を与えているのかを分析した。そのうえで、筆者が養育家庭センターワーカーとして在職中に、直接かかわりを持った63ケースの中から、措置変更ケースとして特徴的な事例と、措置変更に結びつきやすい要因を持ちながらも措置変更には至らなかった事例とを分析することによって、措置変更に至るプロセスと里親の養育を支援するプロセスとを明らかにした。

本稿においては、措置変更ケースの要因分析と援助プロセスの解明作業から得た結果をもとに、養育家庭での児童養育を援助するワーカーの役割を中心に述べたい。

１．委託児童の退行現象と家族関係の変化

委託後に生じる特徴的な現象として委託児童の退行現象がある。「赤ちゃん返り」と呼ばれる自立上の退行や甘え行動のほか、偏食・過食・ごねる等の対応しにくい行動、ときには乱暴や万引き等の問題行動が現れる。これは、児童が新しい生活環境・家族関係のなかにおかれての情緒的不安定さの現れであると同時に、こうした行動を受け入れてもらうことにより新しい環境・家族に適応しようとする最初の

段階でもある。そのため、里親里子関係を築く最初の段階で、里親には児童の不安定さを理解し、あるがままの児童を受け入れることが求められる。

しかしこの時期は、委託児童を迎えて既存の家族関係のバランスが変化するため、里親も不安定な状況となっている。つまり児童にとっても里親にとっても委託そのものが大きなストレスであり、予想以上に児童への対応が困難であるとか、委託以外のストレス－家族の病気、実子の受験、転勤、転居等－がある場合、児童への対応をめぐり意見が対立する等、家族関係の不調や実子の不安定を招きやすい。こうした家庭内のトラブルは里親の不安・葛藤をさらに強める。この不安定さを克服し、新しい家族関係を安定させるには、既存の家族関係の安定性・融通性と、メンバー個々の受容性・柔軟性が求められる。この時期ワーカーは、里親が安心して養育上の不安や不満、ときには家庭内の葛藤についても訴えられるよう、里親の不安定さに受容的にかかわりながら、的確な情報を提供してゆかねばならない。特に家庭内の不安や不満、葛藤を他人に話すこと自体、通常大きな抵抗感を伴うものであることと、里親としての良い評価を得たい、ワーカーに批判されたくないという潜在的な意識が、ワーカーにこうした感情を表出するのを躊躇させるものであることを、ワーカーは認識していなくてはならない。

2．ワーカーの存在

委託児童や里親にかかわるとき、ワーカーの存在が委託児童にとっては「養育家庭での生活を脅かす人」となり、里親にとっては「養育を評価する人」となる可能性がある。措置変更を繰り返している児童や思春期を迎えて何かとトラブルの多い時期の児童にとって、自分の失態を里親がワーカーに報告し、ワーカーが共感して聴いているという光景や、ときにはその結果ワーカーからも注意や叱責を受けるという経験は、「自分の味方はいない」「里親の望むような良い子でいなくてはこの家にいられなくなる」という不安や不信感を与える。

ワーカーが里親に代わって児童を叱責することは、里親から親役割を奪うことであり、それが里親に無力感を与えたり、親の立場で子と対決しながら自力で親子関係の葛藤を乗り越えようとする力を奪い、里親がワーカーに対して必要以上に依存してゆくことにもつながる。ワーカーにとっては、大変な状況に何とか力を貸したいという思いや、ワーカーとしての評価を気にする潜在的な意識から、里親から親役割を奪ってしまう行動をとりがちであることを、ワーカー自身が認識できることが必要である。

3．ワーカーの立場

養育家庭制度ではワーカーも施設の職員という立場であり、ワーカーが委託児童の詳細な情報をもてるという利点がある一方で、里親にとっては施設の養育等への不満があるとき、ワーカーには話しにくいという状況を生む。仮にそのような不満が表現されても、今度はワーカー自身が里親の不満に対して防衛的になってしまう可能性がある。

また、一時的な保護等の施設と連携した援助を要するとき、ワーカーが施設の職員集団のなかでリーダー的な存在であるのかどうかということも、援助のタイミングや方法の決定に影響を与える。

さらに、児童相談所等の他機関とワーカーとの関係も、さまざまな場面での意思決定に影響を与えている。例えば過去のケースでお互いに不信感を持つような経験があると、必要な情報交換が後延ばしになったりし、反対に過去のケースでお互いに信頼関係を得ていれば、情報交換や協議がスムーズになる。

4．里親としての資質

養育困難な状況を克服し、問題解決に向かうことのできた事例から、委託児童の養育にあたって有効な里親の資質をあげると、家庭内での協力関係や関係の安定性、委託児童の現状に対する理解と受容性、柔軟な児童観、対応上の忍耐強さ、委託児童の行動と里親への評価とを切り離して考えられる客観性と自分自身を振り返ることのできる力、日常的なインフォーマルな人間関係を利用し協力を求める力等があげられる。これらは里子養育に限らず、すべての子育てに共通する事柄でもある。

このほかに「里親」という立場から必要とされる資質の一つは、自ら開拓者として立ち向かう強さと自らの実践に対する自信であろう。地域社会のなかで里親家庭が少なく、一般的に制度への認識が薄い現状では、里親に対する無理解や偏見が少なからずある。医療機関の窓口での受診券の説明、委託費用、施設から預かったこと、姓の違う児童を養育しているということに対して無責任な噂や憶測、批判に直面する場合も少なくないからである。加えて里親里子関係という特殊性からは、児童が抱く実親への感情の理解、実親との関係において不安定になりがちな児童に対する理解と受容性が求められる。真実告知も含めて、児童が実親との関係をどう理解し、どのような葛藤を持っているのかを知り、児童自身の感情を表現できるよう援助してゆくことが必要となる。児童の感情はケースにより、年齢・発達のプロセス、実親等との別離の状況により異なるが、どのような感情を抱いているにせよ、それによって里親自身が不安定にならないことが求められる。

5．ワーカーに求められる資質

養育家庭での児童養育を援助するワーカーの対応として求められることは、里親に対して安心感を与える存在として寄り添い、児童の状況に対して的確な情報提供を行い、どの機関から、どれだけの期間、どういう援助が必要であるのかを判断し調整することである。

委託直後や児童の問題行動等から不安定になっている里親には、情緒的な支援を初めとする受容的な対応が特に必要となる。児童の状況への的確な情報提供には、児童の心理的身体的な発達状況に対する理解と、育成歴からの影響を総合的に判断する知識が必要である。そして地域内の社会的資源の情報を収集し、適切な方法でこれらを利用する手だてを知り、タイミング良く活用し、あるいは里親が活用できるように援助することが求められる。どのような対応を要するか判断するには、家庭内のサブシステムと、家族メンバー相互の関係のプロセスを観察し、その家庭に独特な価値観や行動パターンを知ったうえで、家族全体としての柔軟性や力量を測らなくてはならない。

また特に思春期児童の反抗、学校や地域でのトラブルという状況にあるとき、里親はそれまでの養育への自信が揺さぶられ、すべてを否定的にとらえてしまうほどの大きな不安と葛藤のなかにある。ワーカーはこの不安と葛藤を受けとめながら、思春期における児童の特性、反抗や問題行動の意味、実親との関係を含めた児童の葛藤等についての情報提供を行う必要がある。

このようなワーカーとしての対応においては、ワーカー自身が自分の立場や過去の経験から受けている影響について認識し、自身に起こる逆転移を理解する必要がある。

6．里親制度の持つ限界

実親等への家庭復帰の可能性が少ない児童にとって、養育家庭が真に最善の養育者であるかどうかは、

児童のパーマネンスの保障という観点から検討されねばならない。

長期間の措置を要する児童を養育家庭に委託する場合、里親に対しては児童と里親とが実親子に近い緊密な人間関係を築くことを求める一方で、養育家庭センター等の公的機関が定期的に介入することにより、児童にも里親にもある種の不安を生じさせている。これは里親委託そのものが持つ不安定さであり、例えば、レスパイトケアとして施設での一時的な保護を行うとき、結果的に児童の不安・不信感を高め、家庭への帰属感を損なうことにもなりかねない。このような不安定さを前提とした里親里子の関係であると割り切ったうえで、長期的に里親養育を行うことがいかに難しいかは、多くの措置変更ケースが物語っている。

7．今後の課題

わが国の里親制度不振の理由の一つとして、わが国独特の家意識や価値観の問題が指摘されている。[4] 筆者自身の経験からも、一般的に「子育て」という作業は家庭内の私的な営みとして位置付けられ、子育て上生じる問題や家庭内での葛藤を、他人に相談し援助を求めることには大きな抵抗感がある。このような価値観は、子育てそのものについて社会的なシステムとしての支援体制を築きにくいという要素を持つものである。同時に里親も里親養育にかかわる関係機関もこのような価値観からの影響を否めず、公的機関とのかかわりのなかで家庭という場において子育てを行うこと自体に、ある種の困難性を伴っている。

パーマネンシープランニングでは、できる限り実親による児童養育を支援したうえで、措置が必要な場合は可能な限り短期間のうちに家庭復帰を試みる。そのためには、児童養育に対する予防的な取り組みを含めて、実親による養育が継続できるような地域社会のなかでの支援システムの充実が図られなくてはならない。里親もその支援システムのなかの一つの資源であると同時に、他の資源を活用しながら子育てを行うものであろう。

しかし、パーマネンスという側面において里親委託には限界のあることは前述した通りである。措置以前の児童養育支援体制の問題、措置後のファミリーケースワークの問題、養子縁組施策の問題とも併せて、里親委託を要養護児童施策のなかでどのように位置付けるのかを明確にする必要があり、里親に限らず子育て全般に対する地域社会における支援システムの充実が求められる。

養育家庭制度では、委託児童全体の約2割が短期委託として学校等との関係から近隣地域の養育家庭へ委託したり、施設入所までの一時的な受け皿として養育家庭を利用しているが、これら短期委託の特性と、それを援助する関係機関の対応についてはいまだ充分な研究がなされていない。短期委託を受け入れる養育家庭に必要な資質を検証し、その役割と機能とを考察し、必要な援助システムを確立してゆくことが、今後の里親制度発展のための課題となろう。

＊注

(1)東京都児童福祉審議会意見具申『東京都における里親制度のあり方について』1972年

(2)本制度における統計的資料は『育てる－養育家庭制度20周年記念誌』（東京都福祉局、1993年）及び『東京都養育家庭センター事業報告』（東京都養育家庭センター協議会）を参照。

(3)拙著『東京都養育家庭制度の実証的研究－措置変更ケースの分析を通して』明治学院大学大学院修士論文、1997年

(4)松本武子『児童福祉の実証的研究』誠信書房、1972年、pp. 383－387

特集

親子関係のいまとこれから

母子寮から母子生活支援施設への転換 ——家族支援の実際

中野区さつき寮　寮長　坂本信子（さかもとのぶこ）

はじめに

児童福祉法が改正され平成10年４月１日から母子寮は母子生活支援施設と改称し、母子寮の目的に入所者自立促進のためにその生活を支援することが加えられ、児童の対象年齢も満20歳になるまで引上げられる。母子寮には子どもと家族の自立支援サービス機能充実が大きく期待されている。またこれに加えて児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等も、児童福祉施設全般に求められている。この改正の趣旨は少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭と地域の子育て機能低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るためとされている。このような母子寮を取り巻く背景のなかで、当法人は「私たちは家族を支援します」を目標に掲げ、子育て家庭のよきパートナーとして施設運営を続けてきたが、その三つの母子寮、東京都網代母子寮、白鳥寮（子ども家庭支援センター）、中野区さつき寮が取り組んできた子どもと家族への支援を通して、今後の母子生活支援施設としてのサービス機能をどのように構築、整備できればよいのかを探りたい。

１．母子寮３施設の家族支援事業

（１）網代母子寮の緊急一時保護事業

当母子寮は都心から離れて自然環境に恵まれたあきる野市にあり、夫の暴力、虐待等から逃避しひとときを静かなところで安心して生活できる場、心身のいやしの場として最適といえる。この事業は東京都から昭和28年２月委託を受け、現在まで25年間実施してきた。この間1,113世帯3,294名、延べ67,880名が利用した。

入所理由は夫や内夫の暴力、虐待が全体の61％。そのほか、精神障害、生活困難、家庭不和が入所理由とされているが、多くは経済的困窮が含まれている。家族数は４名が158世帯、５名が42世帯、６名が14世帯、７名が８世帯で、多子家族にも多く利用されている。母親の年齢は30代、40代が810世帯73％と多く、子育て期に困難な生活環境で頑張り続けてきたことがわかる。退寮先は母子寮359世帯33％である。入所中のファミリーケースワークにより、帰宅したのは289世帯26％である。そのほか、アパート、家族引取り、住み込み就職となっている。母子寮の対応として、危機的状態にある家族の身の安全と保護のための支援活動を夜間を含め24時間体制で実施している。いつでも安心して利用できる設備として、緊急保護室５部屋と日常生活に必要な生活用品を揃えている。「ゆっくり子どもと一緒に眠ることができた」「久し振りにお風呂に安心して入れた」などは、入所者から入所当初よく聞く言葉である。まず第一に生活が守られ、ゆっくり休むことがお母さんにも大切で「いやし」の期間が必要である。

次に子どもとともに生きる方途を関係機関、母子寮職員と相談しながら、お母さんと子どもが主体的に決定できる支援を実践してきた。

入所期間は２週間と制度上決められているが、それ以上の利用者は662世帯60％の入所実績がある。自

らの生活を子どもとともに再スタートさせるための準備期間は、個々の抱える課題により保護期間を設定できるようにしていきたい。網代母子寮はこれまでの実績から緊急保護事業に対する新しい提案として、ショートステイ：２週間以内、セミロングステイ：３ヵ月以内、ロングステイ：１年以内を考えている。また緊急一時保護の原則「どこでも、いつでも、安心して」サービスが受けられる広域利用の制度化の早期実現を目ざしている。

＜事例＞　中学３年生の女児とお母さんが１学期終了後、父の虐待で家出し、知人宅、女性センターを経て緊急一時保護された。高校進学の大切なときであり、１ヵ月後母子寮に入所した。入所前の不安定な生活が続いたため子どもの学力が遅れていたが、子どもが進学したい、お母さんも進学させたい気持ちが強く、指導員をはじめボランティアによる毎晩の学習が始まった。子どももお母さんも努力した。２学期、３学期と受験指導が集中的に支援できた結果、希望する高校に合格した。今この親子に笑顔が戻っている。

（２）中野区さつき寮のひとり親家庭児緊急一時事業

中野区から平成元年４月１日法人に運営委託された公立民営の母子寮である。委託された年度の10月より事業を開始した。支援の内容は、ひとり親家庭の親が緊急一時的に子どもの面倒を見られないとき、子どもを保護する制度である。母子寮の職員が24時間支援体制のなかで食事の世話、身の回りの世話、学習指導、遊び、学校・保育園の送迎等、生活全般を支援する。対象児は３歳から15歳までであるが、保護期間中在宅時と同じ地域で同じ学校・保育園に登校・登園でき、あまり環境を変化させないで生活できるので、精神的に安定した生活ができる。この事業を利用したケースを見ると、母親の入院が多いが、父子家庭の入所原因は父親の拘留・暴力・虐待、父親の家出等深刻な課題を持つ子どもたちが多い。緊急一時保護の子どもたちの抱える課題は多様であるが、退所後も相談・訪問を希望するケースが多い。退所先は家庭に帰る子どもが多いが、養護施設へ入所したケースはこれまで６名あった。

＜事例＞　中学３年生男児を退所後、指導員が週２回午後５時から７時まで家庭を訪問し５ヵ月間学習・生活支援を続け、希望した高校に入学することができた……父子家庭。

短い期間であったが、母子寮を利用し職員とともに生活し、ともに学び合いながらの生活で「大人になったら母子寮で働きたい」と言って退所した女子中学生が２名いたことは職員の励みになっている。

（３）中野区さつき寮――都市家庭在宅支援事業

子ども未来財団の補助金を受けて平成７年度に開始した事業である。都市部における家庭内の育児不安、虐待及び非行等の諸問題に対応するため、民間施設の専門性を活用して近隣、地域の家庭から相談を受け、必要に応じて家庭訪問を行う事業であるが、平成８年度は199件あった。相談の時間帯は17時から20時まで63件、20時から21時までが56件で、相談は夜間に集中している。母子寮の24時間支援体制によって夜間でもいつでも必要なとき相談を受けることができること、相談内容により子どもの保護が必要なとき緊急一時保護につなげる機能があることが、母子寮のこの事業に対する特徴といえる。

＜事例＞　虐待した父から家出した母子との家族調整の相談があった。父を含めたファミリーケースワークを行った。２ヵ月にわたり保護者と子どもの相談を続け、協議離婚により解決することができ、12年間の虐待から解放され、母子寮に入所し、子どもとともに自立に向けてスタートすることができた。

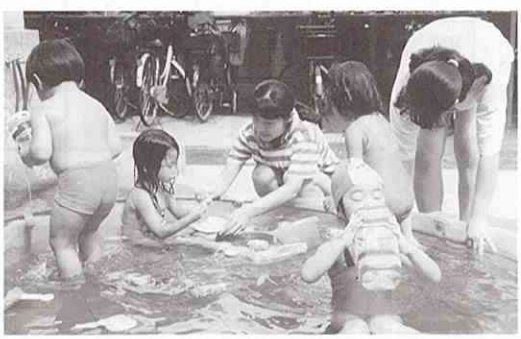

▶月一回実施しているリフレッシュ保育のあそぼうデー

（4）白鳥寮――子ども家庭支援センター事業

東京都児童福祉審議会意見具申「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくり」が出された。東京都における児童福祉、家庭支援の新たな展望についてであるが、今後子どもと家庭に関するニーズは基本的に住民に身近な地域において充足されるべきであるという考え方を打ち出し、そのためには地域内社会資源の積極的活用と併せ、それらがネットワークを組んでいくべきであると提言。さらに子どもと家庭に対する支援策を地域で展開していく具体案として、地域における子ども家庭支援システムの核となる「子ども家庭支援センター」設置を提言している。機能は①相談、②子ども家庭サービス＝ショートステイ・トワイライトステイ、一時保育、③サービスの調整＝相談内容に応じて、児童相談所、保健所等の関係の担当者からサービス調整チームを設ける等により具体的サービスプログラムを作成し運営する、④地域組織化＝活動の場の提供、母親のグループなど自助互助組織の育成、若い世代からの子育て経験の豊富な世代のボランティアの養成、子育て支援ニーズの調整、⑤運営協議会の設置である。

この具申が出る10年前から当法人では白鳥寮建物整備計画案を計画し、家族支援事業を母子寮サービス機能の重要な一つとしてとらえ、子育て支援センターが母子福祉、家族福祉の拠点として必要であると考えていた。そのためこの具申を受け、整備計画のなかで緊急一時保護室、相談室、保育室、学習室、集会室等の地域交流スペースを持ち地域に役立つ母子寮の整備が具体化された。平成７年この整備が完了し、翌年２月から「子ども家庭支援センター」を東京都で最初に開所することができた。平成８年度の事業実績は表１、表２のとおりであるが、地域の子育て家庭支援が大きく期待されていることがわかる。

＜事例＞　小学生３人を養護施設に入所させて３年間経過し、父親は子どもたちを引取り一緒に生活したい気持ちを持っていたが、子育てと仕事の両立は困難な環境にあった。子ども家庭支援センターのトワイライトステイを利用することになり、養護施設から引取り養育できるようになった。この父子家庭は利用してから１年が経過したが、子どもと父親の調整、子どもの登校支援、学習支援等、子どもと父親とセンター職員がともに学びともに生活するなかからともに成長し、子育てに自信と喜びが持てるようになったケースである。

２．母子寮の母子生活支援活動

中野区さつき寮の入所者状況をみると、平成４年度から８年度までに50世帯が利用している。母子世帯となった理由は死別２％、生別98％であった。それぞれ抱える課題はさまざまであるが、全体に経済

表１．子ども家庭支援センター相談件数（平成8.4.1～9.3.31）

発育・発達	147	各種問い合わせ	137
生活習慣・しつけ	115	ショートステイ	163
健康	151	トワイライトステイ	506
家庭・生活環境	391	一時保育	190
教育	96	緊急一時保護	59
非行等	3	その他	0
		合　　計	1,958

子ども家庭支援センターが徐々に知られることにより相談が増えてきている。また、数には表れない継続性の相談も増えてきている。

さらに、トワイライトやショートステイ利用者の相談者が増えてきている。

表２．子どもサービス事業利用状況（平成８．４．１～９．３．31）

	実人員	延人員		実人員	延人員
トワイライト	225	1,466	緊急一時保護	53	489
ショートステイ	121	648		（実世帯 22）	（延世帯 206）
合　　計				399	2,603

＊トワイライトは、保育児の申込みが多く、学童の申込みは予想より少ない。
＊ショートステイも、出産時の上の子の一時保育的なものと、家族の病気による利用しか対応できない。
＊緊急一時保護について、直接の来所があったり、短期間の再度の利用もある。
＊サービス事業の展開は相談内容にまだまだ対応できない状態で、さらに新しいサービスメニューを考えないと難しい。

的困窮があり、それに加えて、借金・サラ金等28%、暴力からの家出40%、精神的課題(入院または通院)16%があり、いくつもの重く深い課題を抱えて入所している。さらに子どもたちも病気、精神不安定、虐待、低学力等、悪環境からの課題が多くみられた。また若年で子どもを出産し育児に疲れて、健全発達をするために支援を必要とする若年母子ケースは28%入所した。

母子寮では、①経済的自立支援として仕事と子育ての両立支援＝就労支援、保育支援、②相談・援助支援＝24時間の相談援助体制、カウンセリング等、③子どもの健全育成、学童保育、④アフターケア、⑤住宅提供支援、⑥緊急保護支援、等生活課題の解消のための支援が実践されているが、心身ともに疲れて入所してくる母子に一番大切な支援は心身のいやしである。退寮されたお母さんからの手紙を見ると、母子寮に期待するものはやはり「いやしの時間」の確保である。部屋の便利さや広さはいやされた後に気にかかることとしている。0歳の病児を抱えて入所したこの母親は入所中うれしかったことは、「子どもの入院の際、病院まで車で送って頂いたこと。本当に有り難かったです。沢山の荷物と子どもを抱えて、どうして行こうかと思った時、計らずも送って頂けるとの申し出、うれしかったです。心細さの中で、そんなあたたかさに支えられて少しずつ〝親〟になって来た様な気がします。一人ではとても連れて行けなかった旅行も毎年連れて行って頂いて楽しかったです(原文のまま)」。そして、退寮後の希望として「一人で対処できないことが起きたとき相談にのってほしい。心のどこかに〝そんな場所がある〟と思えることで生きて行く手がかりになる」とあった。

平成7年度に退寮された方々へのアンケート調査では、①60歳の定年になったら福祉のボランティアをしたい、②土曜日には老人ホームにボランティアに行かせていただいている、③子どもが成長したので今度はお役に立てることがあったらお手伝いしたいなど、お母さんから子どもの成長の喜びとともにボランティアの申し入れがあり、「いやされた」から「いやし」へのお手伝いをしたいという力強い答えが返ってきた。毎年地域の住民とのふれ合いを求めて納涼祭を実施しているが、60名のボランティアに交じり退寮されたお母さんも数名活動されている。

経済的自立をする際、子育てと仕事の両立に欠かせないのが保育支援である。現在20世帯入所のうち19世帯が就労している。店員、看護助手、調理員の計11名が早番遅番、さらに日祭日の出勤もある職場に勤務している。区の保育園に幼児全員が通園しているが、母子寮の補完保育は仕事を続けていくうえで必要である。平成8年度の母子寮内保育の実績は延べで病児保育92名、保育園の送迎441名で、その内訳は早番勤務による送り149名、遅番残業による迎え392名である。補助保育は713名で、内訳は遅番残業253名、早番早出89名、日祭日保育85名、病気通院48名、パソコン教室41名、資格取得のための試験研修11名等多様である。通常保育のほかにリフレッシュ保育を月1回とサマーキャンプを1泊2日で実施している。母親が子どもと離れて子どもとの関係を見つめ直すよい機会になっている。子育てについて母親が主体性を持ち、職員がグループワーク、個別支援を通して働きかけてきた。特に若年母子については、子育てからくるいらだち、つまり「ほしくて産んだ子どもではない」という気持ちから生じる「虐待の要注意」の徴候が見られ、母と子の調整、気持ちの解放、子育て負担の軽減が子育て支援の中心になっており、今後も充実していきたい。

3．今後のサービス機能の充実について

当法人では、今後次の機能の充実を考えている。

- 保育サービス：就労支援的保育とリフレッシュ保育
- 生活支援サービス：自立支援のための相談、技術知識向上
- 子育て家庭センターの充実
- 緊急一時保護の制度化：広域措置
- 女性の自己実現に向けて

特集

親子関係のいまとこれから

養護施設における在宅支援

羊ヶ丘養護園　副園長　千葉智正（ちばともまさ）

はじめに

福祉八法改正以来、養護施設からの地域福祉へのアプローチは、ショートステイ等の在宅支援制度の拡充などと相まって、積極的に取り組み始められている。特に、養護施設のもつ援助機能の特質（24時間養育シフト・多問題家族への対応・幼児期から思春期の発達課題への対応・被虐待児や不登校等を含む特別な援助を必要とする児童への対応・幅広い関係機関との連携）等に着目され、そこに蓄積されている援助能力に対して、地域社会に広く貢献するよう強く求められてきている。

当園でも、在宅支援機能の拡充は、養護施設としての新たな社会的貢献への可能性に向けた挑戦と意識し、ショートステイ事業とアドボケイト事業（都市家庭在宅支援事業）の積極的な展開を試みているが、実際の展開にあっては、医療・教育・福祉等の専門機関が相互依存しあって解決していくことが現実であり、養護施設としての家庭養育支援の実践を検証しながら、今後の在宅支援機能の拡充への課題について考察したい。

1．在宅支援事業の概要

当園の家庭養育支援事業は、『ショートステイ事業』と『都市家庭在宅支援事業』の二事業をもって実施しているが、都市家庭在宅支援事業は、こども未来財団の補助を受け、平成７年２月１日に事業を開始し展開している。

この都市家庭在宅支援事業（アドボケイト事業・虐待ホットライン）は、都市部における住民関係の過疎性や、核家族化による養育能力のパワーダウン等が相まって発生しがちな、さまざまな養育問題に対して、電話による相談援助を実施しているもので、当園では、この電話相談事業を『ＹＯＵ・勇・コール』と名付け、相談専用電話２回線とＦＡＸ１回線を設備し、５名の社会福祉士を中心に11名の児童指導員と保母（平均経験年数13年）が交代で、24時間リアルタイムに応答している。

虐待等の緊急保護要請や、いじめなどによる自殺念慮等によっては、ケースに直接介入するなどの支援を行っているほか、相談内容や相談者の状況に応じて、訪問や面接等を行い支援している事業である。また、相談援助の展開にあっては、バックアップ体制として、児童福祉、心理、教育、医療、法律等の専門家のコンサルテーションを受ける機会が確保されている。

この事業にあたっては、札幌市教育委員会が、いじめ防止対策用に企画し、市内小中高生に学校を通じて配布した『相談機関一覧カード（名刺大）』に、公共の相談専門機関とともに、当園の電話相談番号を掲載していただいたほか、市広報紙への毎月掲載、

新聞・ＴＶ等のマスコミ機関の理解を得ながらＰＲがなされているため、地域住民にとって、身近かな相談機関として地域に浸透し定着してきている。

２．相談受理状況

平成７年２月に電話相談を開設して以来、平成９年３月31日現在までの相談受理総件数は、2,026件に達しているが、全体の52％（1,056件）は母親からであり、児童からの相談件数は36％（724件）となっている。また、相談者の内訳は表１のとおりである。

また、相談内容については、表２のとおりで間口の広い相談内容となっている。

相談内容では育児相談が最も多く、「育児疲れ」や「育児への自信喪失」を訴える母親が目立っているほか、「子ども嫌い」を訴える母親や、幼児期からの早期自立を促したことによる『くたびれ症候群』に悩む親も多く、『幼児期にはしっかりしていて、まったく手のかからない子であったが、学童期になって急にまつわりつき出し、母親から独立したがらない』と訴えているケースも多い。

また、母乳で育てていた母親から、離乳期を迎えた乳児が泣き叫ぶたびに、あやし切れない母親としての無力感と、アパートの隣人からの激しい苦情を受け続けたことなどが重なり、無意識のうちに乳児の首に手が回ってしまうと訴える相談や、乳児のうつぶせ寝に伴う突然死への恐れを抱くあまり、睡眠障害や脅迫神経症的行動が予測される母親の存在など、多様に悩める母親像が浮き彫りになっている。

表１．相談者内訳（平成７．２．１～９．３．31）

児童からの相談（36％）			大人からの相談（64％）		
内　訳	件数	％	内　訳	件数	％
小学生	189	26.1	母	1,056	81.1
中学生	246	33.9	父	26	2.0
高校生	108	15.0	祖父母	39	3.0
短大・大学	130	18.0	叔父・叔母	7	0.5
その他	51	7.0	兄　弟	16	1.2
			発見者	34	2.6
			その他	124	9.6
総件数	724	100	総件数	1,302	100

＊無言・いたずら・意味不明376件を除外

表２．相談内容（平成７．２．１～９．３．31）

相談内容	件数	％	相談内容	件数	％
養　護	81	4.0	いじめ	239	11.8
虐　待	63	3.1	思春期問題	171	8.4
心身障害	30	1.5	保健相談	47	2.3
性格行動	73	3.6	学校関係	82	4.0
非　行	68	3.4	自殺念慮	14	0.7
不登校	91	4.5	家族関係	150	7.4
適　性	58	2.9	他の相談	576	28.4
育　児	283	14.0			
総　計				2,026	100

いずれの場合も、母親を中心とした子育て課題に直面した場合の、インフォーマルシステムをもちあわせていない状況の問題が確認されている。

このことは、母親が社会的に孤立し密室のなかで苦悩している姿と、これらの状況下にある母子の存在の拡大を示すものであり、虐待発生につながりかねないひとつのメカニズムとしてとらえるとき、家族への適切な介入や支援を幅広く、即時的かつ継続的に展開できる社会的サービスの拡充が求められる。

また、24時間対応の電話相談機関として作動しているが、その様子については表3・表4のとおりである。

3．相談支援における介入等の実際

当園の都市家庭在宅支援事業での実際の介入は、①生命に危険（自殺企図・未遂・念慮等を含む）が予測される場合、②虐待と判断された場合（身体的・性的・心理的・ネグレクトがあり、児童が危険な状態にあることが予測される場合）、③犯罪性（薬物・性犯罪・育成条例違反・暴力・恐喝・著しい人権侵害等）がある場合、④18歳未満児の妊娠、⑤いじめによる被害児からの保護要請があった場合などには、相談者のプライバシーに配慮しながら、必要に応じて即時的に介入することとしている。

実際の介入の方法は、来園面接要請・訪問面接・緊急保護・機関通告・機関紹介・事実確認などの介入方法が中心となるが、現在まで、児童の自殺未遂1件、念慮1件、母親の自殺未遂1件、念慮3件、被虐待児童の緊急保護1件、機関通告7件、犯罪性のものの機関通告2件、18歳未満の妊娠1件、いじめによる緊急保護要請6件に直接介入し対応しているほか、思春期問題に苦悩する母子の継続面接、社会的孤立母子の継続支援など、実際の介入によって課題解決や支援が図られている場合も多い。

また、受理した相談に対する対応は表5の通りとなっている。

表3．時間帯別相談受理件数（平成7．2．1～9．3．31）

時間帯	親	%	児童	%	合計	%
6～9	167	12.8	13	1.8	180	8.9
9～10	113	8.7	32	4.4	145	7.2
10～11	125	9.6	54	7.5	179	8.8
11～12	115	8.8	44	6.1	159	7.8
12～13	67	5.1	31	4.3	98	4.8
13～14	108	8.3	69	9.5	177	8.7
14～15	70	5.4	73	10.1	143	7.1
15～16	82	6.3	76	10.5	158	7.8
16～17	93	7.1	85	11.7	178	8.8
17～18	87	6.7	51	7.1	138	6.8
18～19	83	6.4	37	5.1	120	5.9
19～20	49	3.8	31	4.3	80	3.9
20～21	24	1.8	31	4.3	55	2.7
21～22	30	2.3	25	3.5	55	2.7
22～24	50	3.8	43	5.8	93	4.6
1～6	39	3.1	29	4.0	68	3.5
合　計	1,302	100	724	100	2,026	100

4．養護施設における在宅支援の課題と今後

当園で受理した電話相談の対応時間帯を分

析すると、公立相談機関が対応できない時間帯(午後5時以降午前9時の間)に応答している場合が、全相談件数の38.9%に達していることや、曜日別では、土・日に対応している割合が28%に達しているなどから見て、相談者主体に、24時間実働できる対応システムを構築していく必要を感じている。

特に、現状では、深夜や休日に緊急対応ケースが飛び込むことが多く、権限をまったくもたず、相談者との信頼関係だけをよりどころに、一人、養護施設が課題解決にむけて即時的に応答していくことには限界があり、一つの課題となっている。

また、家庭養育支援は、単に社会資源の提供や調整といった内容よりも、相談内容への即時的判断、家族システムへの理解、治療的教育的介入、相談者の状況に応じた養育知識や技術のサゼッション等が要求されるため、ソーシャルワークを実践基盤に据えた、幅広い知識と対応能力の収斂が要求される。

しかし、養護施設の在宅支援における実践モデルの構築もこれからであり、さまざまな分野における家庭福祉支援機関との実践の交流を重ねながら、主体的に取り組んでいくことが、今後の重要な課題となっていくと思われる。

さらに、在宅支援を展開する養護施設職員には、アイドル・タイムは皆無であり、入所児童へのサービスの質量を十分に確保しつつも、地域の子育て家庭への支援機能として、いかに確実に定着させていけるかの点では、マンパワー確保も大きな課題となっていくと思われる。

表4．曜日別相談受理件数(平成7．2．1～9．3．31)

曜　日	親	%	児童	%	合計	%
月曜日	167	12.8	96	13.2	263	13.0
火曜日	188	14.4	84	11.6	272	13.4
水曜日	195	15.0	124	17.1	319	15.7
木曜日	215	16.5	94	13.0	309	15.3
金曜日	201	15.4	92	12.7	293	14.5
土曜日	200	15.4	131	18.1	331	16.3
日曜日	136	10.5	103	14.3	239	11.8
合　計	1,302	100	724	100	2,026	100

表5．相談への対応(平成7．2．1～9．3．31)

対　応	平成7年度	平成8年度	%
電話受理のみ	901	837	85.8
機関紹介	64	45	5.4
機関連絡通告	14	8	1.1
機関確認	22	17	1.9
訪問面接	6	28	1.7
来園面接	37	39	3.7
緊急保護	1	1	0.1
機関から依頼	2	4	0.3
合　計	1,047	979	100

特集

親子関係のいまとこれから

子どもの虐待110番から見えること

社会福祉法人　子どもの虐待防止センター
相談員
関戸克子（せきどかつこ）

年配の女性からの電話

昨日の新聞に、ここの電話のことが載っていたのを見て掛けてるんです。虐待なんて騒ぐのは近頃の若い人の甘えじゃないんですか。私の育ったころだってひどいことはいっぱいありましたよ。

私は５人兄弟の長女なんです。物心ついたときから母のこと怖い人だと思ってました。12歳のときに結核で父が死んでから本当にひどくなって……父は大きな商社に勤めてたんですけど、なにしろ戦争中でしょ、今みたいに遺族年金なんかもちゃんとしてなかったから母も大変だったんでしょうね。仕立物しながら生活してたんです。折檻って言うんですか、物差しとかそこらへんにあるものでよく叩かれました。髪の毛をつかんで家中引きずり回されたことも一度や二度じゃありません。そんなとき弟たちは部屋の隅でじっと息を潜めて見てましたね。なにしろ一言でも口を挟んだら今度は自分がやられちゃうわけでしょ、なんにも言えませんよね。

学校に行ってるときには青あざを隠すのに苦労しました。先生や友達に聞かれるでしょ、絶対に本当のこと言えなかったですもの……。

父はとってもやさしくていい人でした。私が折檻されていることは知ってました。亡くなる少し前に近くの土手につれてってくれて「おまえはお母さんに口答えするから可愛がられないんだよ。お母さんの言うことをよくきかなきゃだめだよ」って話してくれたのを覚えています。私は気が強いんですよ、夫にもよく言われます……。

本当は高校に行きたかったけど中学卒業したあと働いて家を助けました。でもすぐ下の弟は20歳のときに農薬を飲んで自殺したんです。私が結婚して家を出てから３ヵ月目のときでした。その１年後になりますね。今度は３番目の弟が三原山で自殺したんです。19歳でした。あのときは遺体がなかなか見つからなくて半年ぐらいたったときに警察から連絡が入って母と一緒に遺体の確認に行ったのを覚えてます。何が原因なのかは分かりません。二人ともおとなしくって親に逆らうこともなかったから、叩かれたりしなかったんですけどね……。

２番目の弟は婿養子に入って子どもも２人いたんですけど、婿いびりっていうんですか、子ども置いて別れて一人暮らしのときに裏の山で首吊って死にました。この弟が私の次に母から暴力受けてたんですよ。

１番下の弟だけが大学まで行かせてもらってるんです。なにしろ母はあの子がかわいくってかわいくって、母があの子を見るときと他の弟たちを見るときの表情が違うなって感じてました。なんていうかとろけるような表情っていうんですか……。

それがね、母は80過ぎなのにこの弟のすぐ近くのアパートで元気に一人暮らししてるんです。ときどきお嫁さんや孫の悪口を言ってますけど、そんなの

どこにでもあることでしょ。本当に幸せみたい。

別に私が不幸っていうことじゃないんですよ。主人もちゃんとした人ですし……。子どもは男の子一人しかできなかったけど、大学を出て一流企業に勤めてます。親にやられていやだったことは絶対にしちゃいけないと頑張って育てました。自分さえしっかりしてればちゃんと子どもは育てられるはずですよね。虐待なんて若い人の甘えじゃないんですか……。

といった内容でした。この話のなかに虐待にまつわる問題点がたっぷりと含まれています。個別に見ていきましょう

（1）虐待は昔からあった。

この事例の母親が子育てした時期は昭和の初期でした。ヘンデルとグレーテルはヨーロッパの子捨て物語ですし、桃太郎とかぐや姫は日本の子捨て物語です。虐待という言葉が知られるずっと前から人類は虐待的な行為をしていたのです。いつでも子どもを慈しんで育んできたわけではありません。虐待の大きな要因は食料の不足や経済的な貧しさ、つまり過剰な人口の調節だったのでしょう。人類に虐待の能力があったからこそ今まで種として生き延びてきたと言えるのかもしれません。ではなぜ食料の不足や経済的な貧しさから解放されたはずの現代に、という疑問が湧いてくると思います。精神的にゆとりがない、と言うことは物質的な欠乏以上に異常と思われる行動に走らせる、と言えば理解していただけるでしょうか。

（2）虐待されても虐待する親になるとは限らない。

私の子ども時代はとてもつらかった。だから親がしたような子育てはするまいと堅く決心していた。でも気がついたら親と同じことをしていた。叩かれたことが嫌だったから、叩くことはしていない。だけど言ってはいけないと頭では分かっている言葉が口をついて出てしまう。子どもの心を傷つけるということでは親より悪いのかもしれない。といった訴えを聞くことがあります。確かに育児というのは喋ったり歩いたりといった無意識的な行動の積み重ねですから、頭でこうしようと思ってもその通りにできるものではありません。虐待されて育った人がリスクを負っているのは確かです。でも子どもを育てるのは親だけではないですし、本人の持って生まれた性格もあります。この人のきちんと子どもを育てたと言っているその言葉に嘘はないだろうと思います。

（3）身体的な虐待を受けている当事者よりも傍観者のほうが心の傷が深くなる。

体に痛みを感じるというのはとても分かりやすいメッセージを受け取ったことになります。痛い＝嫌だ＝自分は被害者＝加害者が怒りを感じるのは当然、という心の動きになります。それに比べてこの弟たちの、いつ自分にこの暴力が向けられるか予測できないという不安感は強烈なものだったでしょう。また助けてあげられないというのは無力感や罪悪感に苦しめられることになります。四人の弟の中で青年期のハードルを越えられなかったのは傍観者だった二人でした。虐待問題を考えるとき家族全体を視野に入れて援助しなければいけないという大きな理由はここにあります。

（4）虐待する女性にも母性愛がある。

この母親が虐待母であったことは確かだと思います。ではこの人に母性愛のかけらもなかったかというと、そうではないという答えになります。なぜなら末っ子に対してはたっぷりと愛情を注いでいるのですから。母親ならわが子を万遍なくかわいがれるはずだ、というのは理想論であって現実論ではありません。母親だからこそ一番か弱い小さな子を守り慈しんだとも言えるのです。もちろん健康な母なら平等を心掛けたのでしょうが……。

（5）虐待されている子は真実を語らない

学校で青痣を見られたとき、本当のことが言えなかった、と話していますが、子どもにとっては生まれ育つ家が全世界なのです。本当のことを話してしまったら、その子にとっての世界が崩壊してしまうことになります。養護施設などに保護されて安心感が持てたときはじめて重い口を開きます。そこをきちんと理解して対応しないと、虐待者ばかりか被虐待者に対しても怒りが湧いてしまい援助にならなくなってしまいます。

さて、この電話の主は虐待の原因は若い女性の甘えにあるととらえていたようです。本当にそうなのかどうか次の例を考えてみましょう。

4歳（女児）と2歳（女児）の母からの電話

最近ほんとにひどいんです。子どもがかわいいと思えなくなって……。いたずらをしたり、なんにでも興味を持つのは当たり前なのに、ジュースをこぼしたからって叩いたり「あんたなんかいらない、生まなければ良かった」と言ってしまったり……。

半年前に1戸建てに引っ越したんです。もともと私は人づきあいが苦手なほうなんです。でも前にいたところには同じような年頃の子が大勢いたんでまだ良かったんですけど……。

ここには小さな子がほとんどいなくて。そのこと分かっていたから主人に引っ越すの嫌だって言ってたんです。でも主人は「この家なら子どもに個室をやれる。どうしてこんなにいい家に住める幸運を喜べないのか、お前はどんな幸福も不幸にしか取れない性格なんだな」って言うんです。だから主人には何も言えません。

なるべく外に出るようにはしてるんです。でも公園に行ってもガランとしてて……車でデパートやスーパーやレストランに行くんです。この前スーパーに行ったら上の子が迷子になって私が必死になって名前を呼びながら探してたら、周りの人が笑ったんです。もうあのスーパーには行けません。だんだん行けるところも少なくなるみたいで……。

上の子を幼稚園に入れることも考えました。でも主人は「まだ早いよ、それに幼稚園に払うお金もバカにならないだろう」って、私も来年まで我慢しようと思ってます。お金のこと言われるとつらいんです。外食が多くて無駄遣いしてて主人に申し訳ないって思ってますし……。

実家ですか？母には何も言えません。だって今の主人と結婚したのがいまだに不満なんです。意地でも幸せそうに見せないと……。この前電話で、つらいって言ったら「子どもは3年以上あけて生まないと大変だって言ったでしょ、言わないことないじゃない」って責められました。うっかり言ってしまった私が馬鹿だったんです。

保健所ですか？検診のときに保健婦さんに会いましたけど、先生みたいな感じの人で育児書に書いてあるのと同じことを言ってました。子育て支援の情報ですか？何も聞いてません。市からの広報は見てるつもりですけど……。

（1）密室育児は問題だ、と言われても。

アメリカのゴリラの実験で十数頭の母と子を群れで飼育しているときはそれなりに子どもを育てていたけれど、母と子をカップルにして狭い檻に入れたとたんに全部の檻で虐待が始まった、という結果を読んだことがあります。人間でも同じことが起こってくると考えるのが自然でしょう。この相談者も密室での育児にならないよう彼女なりの工夫をしています。でもうまくいってません。情報も行き届いてないようです。「一人で頑張らなくてもいんだよ」と言ってあげるには、それなりの受け皿が必要です。誰でも気軽に利用できる保育所の必要性を痛感しま

す。

（2）夫としての役割、父親としての役割。

この夫に「あなたは妻を虐待している」と言ったらカンカンになって怒るか無視するかでしょう。彼は彼なりに男としての役割を果たしているつもりのようです。彼女の側でも彼に対して怒りを感じる自分がいけない、と思っているふしがあります。性別役割分担に忠実なカップルの持つ危険性がここにあります。考えてみれば父親としてどんな心構えをするべきなのか、どんなふうに振る舞えばいいのかを教わることなく父親になっているのが実態なのです。男子生徒はもとより男性一般への教育の必要を痛感します。

（3）祖父母世代に考えてもらいたいこと。

本能が十分に機能している生物ならば子別れの時期に悩むことはありません。人間はいったいいつ親としての役割を終えるのがいいのでしょうか。ある人は15歳までと言い、ある人は結婚までと言います。人によっては親になったからには一生親としての責任を果たすべきだ、と言います。いずれにしても親の存在が子どもの側の生き難さにつながるというのは問題です。必要以上に子どもを支配下に置き続けると、孫に対してまで被害が及びかねません。特に姑との関係は要注意です。動物としての本能なのでしょうか、「姑にたっぷりとかわいがられた最初の子には姑の匂いが染み付いているので嫌悪感を感じてしまう」といったことを聞くこともあります。

（4）専業主婦に思いやりを。

老人介護に関しては家族にだけ任せてはおけないという共通理解が定着しつつあります。しかし子育てに関しては相変わらず母親に任せるのが当然とされています。特に専業主婦への援助はほとんどなされてないと言ってよいでしょう。人間関係に不器用だからこそ家に居続けることを選択している人もいます。そういった人は孤独ゆえに子どもに過剰にしがみつきます。それでいて責任感がとても強く完璧にできない自分を責めます。育児書をいっぱい読んでいてあふれる知識に圧倒されているのもよくあることです。孤立感や無力感を除いてあげるには、なによりもまずゆっくりと話を聞いて安心させてあげることではないでしょうか。

専門家に求められること

子どもの虐待防止に取り組んでいるとさまざまな抵抗に遭うことがあります。自分は親から十分に愛された存在であると思い込みたいのは自然な感情です。虐待する親がいることを認めることそれ自体がその人のとても深い所を揺さぶることになります。自分のなかにも虐待者としての要素があることを認めたり、虐待を助長するようなアプローチをしていたことを認めるのはとてもつらいことです。否認したくなるのは当然のことです。でも誰よりも一番否認したがっているのは当の虐待者です。専門家に否認が働いてしまっては援助にならないのですが、実際には医師・教師・保母等にこの否認を感じることがしばしばあります。もちろんこの否認は私自身のなかにもあります。だからこそスーパーバイザーの助けを借りますし、チームを組んで援助に当たります。虐待者はＳＯＳの出し方も身につけないまま親になった人たちです。電話を掛けてくるのは匿名だからこそやっと相談できるといった人たちです。専門家が同じレベルになってしまっては援助になりません。なによりもまず密室から抜け出ましょう。一人で頑張る必要がないのは子育てだけではないはずです。

※子どもの虐待防止センターの連絡先
相談電話　03－5374－2990
事務電話　03－5374－6277
ＦＡＸ　03－5374－6270

特集

親子関係のいまとこれから

離婚と再婚における親子関係

相愛大学人文学部　教授　神原文子（かんばらふみこ）

1．わが国の離婚・再婚の現状

さきごろ発表された厚生省の1996年人口動態統計によると、昨年の離婚件数は206,966組で、過去最高とのことである。このなかで、5年未満の離婚が80,400組で最も多く、次いで、5～10年が43,000組となっている。また、20年以上のいわゆる熟年離婚も32,700組と過去最高になっている。

人口千人あたりの離婚率は1.66である。この離婚率も近年漸増しているが、先進諸外国のなかでは高い数字ではない。わが国の離婚率を、夫婦家族の安定度の指標とみるか、離婚の困難さの指標とみるか、判断は難しい。というのは、わが国には、離婚の手続きとして、協議離婚、調停離婚、審判離婚、判決離婚があるが、戦後ほぼ一貫して、離婚理由のいかんにかかわらず、夫婦が署名・捺印して離婚届けを出すだけで成立する協議離婚が約9割をしめており、実際のところ、離婚の実態が十分には捉えられていないからである。

未成人の子どものいる夫婦の離婚は、全離婚件数のおよそ6割であり、そのうちの7割は母親が親権者となり、2割は父親が親権者となり、あとの1割は複数の子どもの親権を夫婦が分け合うというのがここ10年来の傾向である。

再婚も近年増加の傾向にあり、婚姻件数の約1割は夫婦のいずれか一方が再婚者となっている。しかし、再婚者に未成人子がどの程度いるのかは明らかではない。わが国では、再婚の夫婦関係や親子関係に関する実態調査や研究が、これまでほとんどなされていないのが現状である。

2．離婚観の変化

離婚件数や離婚率が増えている背景として、人々の離婚に対する考え方の変化を指摘できる。

①「離婚はよくない」から「離婚もしかたがない」への変化。一度結婚したら離婚はすべきでないという考え方から、夫婦関係が事実上破綻してしまったら、我慢するより離婚するのもしかたがないという考え方への変化である。

②「離婚は結婚の失敗」から「離婚は人生をやり直す再出発点」への変化。今日でもなお、離婚経験者に対して、「結婚生活さえも満足にできない問題のある人」といったマイナスの評価や「結婚に失敗した不幸な人」といった偏見がまだまだ根強い。しかし、他方で、一回の離婚経験を〝バツイチ〟と呼ぶような表現には、離婚も貴重な人生経験であって、むしろ〝勇気のある人〟といったニュアンスも感じられる。

③「離婚は良いか悪いか」という規範的な判断基準から「離婚は損か得か」という利害的な判断基準への変化。近年、結婚や離婚・再婚が、個人にとっての有意味性を判断基準として選択される傾向が強まっており、耐えがたい夫婦関係を解消したいという

思いも、現在の配偶者よりも好ましい相手と再婚したいという思いも、利害志向と言えるのである。

④「夫婦関係がうまくいかなくなっても子どものために離婚はすべきでない」から「夫婦関係がうまくいかなくなれば、子どものために離婚したほうがよい」への変化。確かに、両親が離婚することは子どもにとって不幸かもしれないが、両親の不仲によって家庭の不安定な状態が持続するよりは、離婚によって家庭の安定を取り戻すほうが、子どもにとってむしろ望ましいという考え方が、年代が若くなるほど支持される傾向にある。

このような離婚観の変化を踏まえて、離婚・再婚における親子関係についての課題や施策を考える場合、離婚や再婚といった親の自分らしい生き方志向と、「子どもの利益を最優先に」という原則とを、いかに両立させることができるかが最大のポイントということになる。

3．現代家族の危機と夫婦間緊張

とはいえ、実際の離婚や離婚後のひとり親家族の実態はまだまだ厳しい。

その一因は、離婚した家族に限らず、今日の夫婦家族に共通する危機対処能力や緊張処理能力の脆弱さと、にもかかわらず、現代家族を支えるソーシャル・サポートシステムの不十分さにある。

今日、わが国の多くの家族は、経済的に豊かになり、多少のストレスや緊張を経験しながらも、比較的安定した生活を営んでいる。しかし、現在の夫婦家族のなかで、収入の減少や出費の増大、家族員の病気や事故、子どもの教育問題、老親介護など、さまざまな家族危機に対する対処能力の乏しい家族が少なくないのも事実である。家族内での諸問題を個々の家族の自助努力によって解決するとしても、危機対処能力が十分でない家族では、夫婦双方の利益志向的な結婚観も作用して、危機対処をめぐって夫婦間の緊張が顕在化しやすくなる。しかし、夫婦間の緊張を当事者である夫婦だけで〝円満に〟解決するというのは容易なことではなく、また、家族外に緊張処理の手だてを見出しがたい現状では、夫婦間の緊張が夫婦間の力関係によって不公平に処理されることも少なくないのである。

4．〝好ましい〟離婚と〝好ましくない〟離婚

夫婦間の緊張関係が離婚によって処理される場合、当事者の視点に立って見ると、〝好ましい〟離婚と〝好ましくない〟離婚が現存しているように解釈される。現状の離婚は、当事者双方の離婚する必要性の有無と、離婚できる条件の有無とによって、少なくとも4タイプに区分される。

①夫婦双方が、離婚を必要とみなし、離婚して生活の立直しができる諸条件を整えている場合が、「合意離婚」である。

②夫婦双方が、離婚を必要とみなしていても、いずれか一方における離婚後の生活の目途が立たないにもかかわらず、結婚生活を継続しがたくなって離婚せざるを得なくなる場合が、「生活破壊的離婚」である。

③夫婦の一方が離婚を必要とは考えていないにもかかわらず、もう一方の離婚の必要性によって押し切られてしまう離婚のうち、十分な代償がなされる場合を「代償離婚」と呼ぼう。

④しかし、十分な代償もなく、不本意な離婚が強行される場合は、「遺棄的離婚」となる。

母子・父子世帯の生活実態調査や母子寮に入所している母子の事例などをみると、協議離婚とは名ばかりで、「生活破壊的離婚」や「遺棄的離婚」とみなせるような離婚が少なくないことがわかる。

また、これまでも制度上の欠陥として問題視され

てきたことであるが、離婚に際して親権者とならなかった親の養育責任の行使に対して強制力がないことも、結果的に「生活破壊的離婚」や「遺棄的離婚」を引き起こしやすくしている一因と言える。

さらに、母子家庭や父子家庭に対する就労保障、福祉的サポート、教育的サポートが十分でない現状が、離婚後のひとり親家族の親と子どもたちに厳しい生活条件を強いることになっていることは否めない。のみならず、ひとり親家族に対する公的なサポートの乏しさは、離婚は個人の勝手であり〝わがまま〟によるものだという偏見やひとり親家族に対する社会的な関心の低さとも無関係ではないことも指摘しておこう。

5．ひとり親家族の生活問題

ひとり親家族が、どのような生活問題を抱えているかという点については、厚生省の「全国母子世帯等調査」などによって明らかにされている。それによると、母子家庭においては、経済的に困っている世帯が最も多く、父子世帯においては、家事が十分にできないという世帯が多くなっている。ちなみに、母子世帯の家計収入は、一般世帯の4割程度にすぎず、父子世帯においても、一般世帯の7割程度というのが現状である。また、母子家庭でも父子家庭でも、7割以上が子どもの教育や進学、しつけについて悩みを抱いていることがわかる。

ひとり親家族が、いわゆる〝標準〟家族と比べて、種々の生活課題を充足するうえで、子どもにとって保護者がひとりしかいない、また、親にとっては生活協力者がいないということ自体がハンディキャップであると捉えることが重要であるように思われる。①ひとりで二人分の働きはできない。②ひとりで家族外と家族内の役割遂行を同時にはできない。③ひとりでは役割分担や役割協力ができない。④ひとりで二役を同時にはできない。⑤親自身が、自分の健康管理、疲労回復、ストレス解消をはかりがたい。

ひとり親家族において、ひとり親であるというハンディキャップにもかかわらず、私的・公的な経済的・人的・精神的な支援がなければ、〝標準家族〟との生活格差の是正は困難であるのみならず、親子関係になんらかのひずみが生じても不思議ではないだろう。

次に、親の離婚が、子どもにどのようなマイナスの影響を及ぼし得るのかを列挙してみよう。①親が離婚する（した）という事実による精神的打撃、②片方の親と会えなくなるという寂しさ、しかし、そのことを、子どもは同居の親に気を遣って言い出しがたい、③経済的な窮乏化、④転居、転校などによる生活環境の変化への適応困難、⑤親の心身のストレスや生活不安への気遣い、⑥将来に対する不安の増大、などである。

もちろん、ひとり親家族の母親や父親の多くは、過大な頑張りによって、子どもたちとの生活を支えようと日夜奮闘しており、子どもたちも親に心配をかけまいとして寂しさやつらさに耐えながら頑張っているので、なんらかの問題が顕在化するケースは多くはない。

親の離婚後、父に育てられた大学生男性は、離婚について次のような投書をしている、「私は不幸だとも思わないし、思ってほしくもない。母はいなかったが、父、祖父母、近所の人や先生にも世話になった。多くの人々がバランスよく組み合わさって私というものを育ててきた。親の離婚は事実のみで、それが子どもを不幸にするわけではない。大切なのはその後の子どもの育っていく環境で、親だけでなく社会が果たす責任だと思う」（朝日新聞、1997．6．23．付）。

確かに、離婚イコール不幸とは一概に言えないが、親族などによる私的な援助を期待できなかったり生活資源が十分に確保できないひとり親家族の場合、親が健康を害したり、経済的な理由から子どもが進学を断念したり、親子関係に緊張が生じたりといった事態も現実に起こっている。なかには、親が子どもを養育できなくなって、子どもを施設に預けているケースもある。

6．離婚によるひとり親家族の自立に向けて

問題は、母子・父子家庭の実態調査の結果をふまえて、具体的にどのような施策がこれまでになされてきたのか、わが国において、ひとり親家族への福祉的施策をどのような福祉理念に基づいて講じているのかという点である。健康で文化的な最低限の生活保障をすればよいという戦後一貫した福祉理念では、ひとり親家族に対する今以上の社会的サポートを期待できないことだけは確かである。

離婚によってひとり親家族となった親子が、安定した生活を営むために、公的福祉の充実を期待することは甘えなのだろうか。ひとり親家族の親子が公的支援によって、多くの標準家族の親子と同程度に、経済的・肉体的・精神的なゆとりのある生活を営むことはぜいたくだろうか。ひとり親家族の親が自分自身の娯楽や異性関係などの生活欲求の充足を求めることはぜいたくなことなのだろうか。

これらの問いかけに対して、無条件にＮＯと反応する社会的意識の変革が期待されるが、のみならず、個々のひとり親家族の生活ニーズの把握と生活ニーズに応じた十分なサポートを、行政、福祉、教育などの公的機関において講じるのが望ましいという合意形成が不可欠である。各地域で活発になってきたボランティア活動が、ひとり親家族の支援にまで及ぶことも期待したい。

7．親の離婚・再婚と親子関係

近年「子どもの利益を最優先に」という原則が提言されているが、いまだスローガンに留まっており、具体的な施策が見えない。

「子どもの利益を最優先に」というのは、①まず、「生活破壊的離婚」や「遺棄的離婚」が阻止されること、②離婚前の、子どもの生活環境や人間関係が離婚後も継続されるような配慮がなされること、③離婚によって子どもと別居することになる親の養育義務の履行と〝子育て権〟の保障が制度化されること、そして、④ひとり親家族の親子が互いに犠牲になることなく、自分らしいライフスタイルを選択できること、などによって実現可能なのであり、ひとり親家族に対する今以上のトータルな社会的サポートの充実によってしか実現できないのである。

ここでは、再婚における親子関係について十分に考察できなかったが、「子どもの利益を最優先に」という原則は、親が子どものために再婚を断念することではなく、親の望む異性関係と子どもの期待する親子関係とを両立させ得るような家族ライフスタイルを柔軟に構築していくことによって実現すべきものと考えたい。例えば、再婚といっても、法律婚にこだわる必要はないだろうし、通い婚であってもよいだろうし、あるいは、子どもが親のパートナーと養親子関係を結ばなくてもよいだろう。

大事なことは、「子どもの利益を最優先に」、かつ、親も一生活者として自分らしく生きる権利があるという前提に立って、多様な家族ライフスタイルの選択を支える家族福祉を創生することである。

＊参考文献
・神原文子　1989「母子家族の自立条件」『愛知県立大学文学部論集』第37号　1－34
・神原文子　1992「ひとり親家族」四方寿雄編著『崩壊する家族』学文社　100－116

特集

親子関係のいまとこれから

国際比較で見る親子のくらし

わが国では、最近、家族の問題が社会の問題として大きなテーマとなってきている。「家庭教育に関する国際比較（財団法人日本女子社会教育会）」の結果を中心に、諸外国との比較を通して日本の親子関係を見てみたい。親を調査対象としたものであるが、その結果からは子どもにとっての育ちの環境もうかがうことができるであろう。

◆親子のくらし

総体としては、欧米３ヵ国では父親・母親の両方が子育てにかかわっているが、日本では、母親の分担率が高い。これは子育てのみならず、食後の後片付け、食器洗いといった家事についても言える。特に、子どもと一緒に過ごす時間は、母親の場合子どもの年齢が上がるにつれて短くなる。父親では子どもの年齢による差はあまり見られないが、日本以外の５ヵ国では、子どもが小さいほど接する時間が長い。母親の就労の有無別でみると、各国とも仕事を持つ母親の子どもとの接触時間は短いが、日本の母親は６ヵ国中最も短く、また専業の母親との差も大きい。

さらに、日本の親は子どもの悩み事の相談相手になるという意識が低いようで、「相談相手をしていない・必要ない」が50%近い。

❶家族形態

(%)

	配偶者・パートナーあり					配偶者・パートナーなし	
	共働き家族	専業主婦家族	専業主夫家族	無職家族	不明	父子家庭	母子家庭
日本（N＝1,067）	47.4	49.7	0.3	0.2	0.4	0.3	1.8
韓国（N＝1,004）	25.7	72.9	－	0.6	－	0.5	0.3
タイ（N＝1,000）	67.4	28.3	0.7	0.2	0.3	0.7	2.4
アメリカ（N＝1,000）	53.2	25.3	3.2	2.1	3.4	3.2	9.6
イギリス（N＝1,052）	45.5	31.1	3.9	9.4	3.9	0.9	5.3
スウェーデン（N＝1,113）	61.0	17.8	5.9	2.6	1.3	1.4	10.0

❷子どもと一緒に過ごす時間

▨ 最少　▩ 最多　(時間)

		日本	韓国	タイ	アメリカ	イギリス	スウェーデン
父親	0～3歳	3.80	4.12	7.17	5.35	6.45	4.20
	4～6歳	3.40	3.65	5.99	5.06	4.12	3.74
	7～9歳	3.02	3.50	5.08	4.45	3.58	3.43
	10～12歳	3.07	2.93	4.83	4.55	3.59	3.10
母親	0～3歳	11.61	11.66	10.45	9.96	11.40	9.02
	4～6歳	7.40	9.20	7.35	8.21	6.65	6.23
	7～9歳	5.53	5.87	5.85	5.90	4.98	4.92
	10～12歳	4.90	4.72	5.30	5.74	4.94	4.79
	有職の母親	5.46	5.94	7.15	6.68	6.80	5.92
	無職の母親	9.52	9.05	10.21	9.22	8.23	8.35

❸父母の子育て分担（遊び相手をする）

(%)

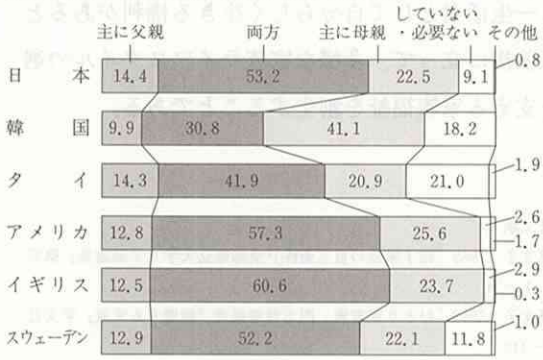

❹父母の子育て分担（しつけをする）

❺父母の子育て分担（悩み事の相談相手になる）

◆子育て支援の状況

ひとり親家族や共働き家族の多い欧米では、０歳から３歳までの低年齢児の保育施設の利用度が高い。子育てにかかわった人、困ったときに相談する人は６カ国とも「配偶者・パートナー」が一番にあげられているが、欧米では、「幼稚園の先生」「保育所等の保母や保父」「ベビーシッター」「近所の人」など親族以外の人が子育てにかかわる率も高い。さらに、子育てで困ったときにも「病院の医師」「学校、幼稚園の先生や保母」「育児書、育児雑誌」などがあがっており、親族以外の社会的な子育て支援を利用する親が多いともいえる。

❻家庭生活における役割分担（食事の後片付け、食器洗い）

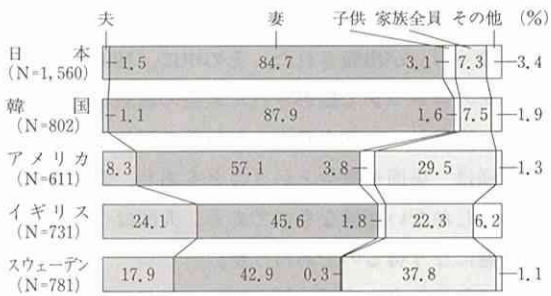

（東京都生活文化局「女性問題に関する国際比較調査」1994年発行）

❼保育施設・機関の利用 (%)

	0～3歳	4～6歳
日本	13.3	86.6
韓国	2.4	63.3
タイ	18.5	82.9
アメリカ	30.5	78.9
イギリス	37.6	94.7
スウェーデン	48.3	83.6

❽子育てにかかわった人

	日本	韓国	タイ	アメリカ	イギリス	スウェーデン
第1位	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー
第2位	別居の親・きょうだい	同居の親・きょうだい	同居の親・きょうだい	別居の親・きょうだい	別居の親・きょうだい	保育所等の保母・保父
第3位	同居の親・きょうだい	別居の親・きょうだい	別居の親・きょうだい	幼稚園の先生	幼稚園の先生	別居の親・きょうだい
第4位	幼稚園の先生	幼稚園の先生	子どものきょうだい	ベビーシッター等	ベビーシッター等	子どものきょうだい
第5位	子どものきょうだい	子どものきょうだい	近所の人	近所の人	近所の人	近所の人

❾困ったとき相談する人

	日本	韓国	タイ	アメリカ	イギリス	スウェーデン
第1位	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー	配偶者・パートナー
第2位	自分の親・きょうだい	自分の親・きょうだい	自分の親・きょうだい	自分の親・きょうだい	自分の親・きょうだい	自分の親・きょうだい
第3位	友達	近所の人	病院の医師	病院の医師	病院の医師	友達
第4位	配偶者の親・きょうだい	配偶者の親・きょうだい	近所の人	友達	友達	学校、幼稚園の先生や保母
第5位	学校、幼稚園の先生や保母	友達	配偶者の親・きょうだい	育児書、育児雑誌	学校、幼稚園の先生や保母	病院の医師

資料：
①「家庭教育に関する国際比較調査報告書」 財団法人日本女子社会教育会、1995年発行
②「女性問題に関する国際比較調査」東京都生活文化局、1994年発行

世界の親子さまざま

特集

親子関係のいまとこれから

戦火の中の子どもたち

東海大学医学部精神科　教授　山崎晃資（やまざきこうすけ）

1．はじめに

世界中で断続する民族紛争や宗教戦争の現場を撮り続けた村田信一の写真集「戦争という日常－世界の紛争地帯を往く－」が出版された。その中に、1994年7月にルワンダのニャマタで撮影された教会の虐殺現場の写真がある。腐乱し、一部白骨化した無数の死体が累々と横たわる様は、場面が教会ということもあり、ただ呆然と見つめるしかない悲惨なものである。人間はこれほどまでに残虐になり得るのであろうか。

1980年代後半に冷戦体制が崩れ、長年の部族・民族対立、宗教対立、さらに政治・権力対立が、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、ルワンダなどの国々で一気に火を噴いた。「世界子供白書·1996」によると、1945～92年の間に149もの大規模な戦争があり、2,300万人以上が死んだという。過去10年間の戦争で犠牲になった子どもは、死亡した者200万人、障害を負った者400～500万人、家を追われた者1,200万人、孤児100万人以上、心の傷を負った者約1,000万人と推計される。

子どもの犠牲者数の増加は、民間人の死亡率が高まった結果である。第2次世界大戦では、広島や長崎の原爆投下のような無差別の殺戮が拡大し、ベトナム戦争では250万人の命が失われた。さらに現代の戦争は、国家間の戦争ではなく国内の紛争であることが特徴であり、村や都市近郊の街頭が戦場となり、戦闘員と非戦闘員の区別がなくなった。国連人道問題局は、1994年、13ヵ国が「複雑な緊急事態」のもとにあり、2,000万人以上が「脆弱」な立場にあると発表した。しかし、その後の内戦の状況を見ると、現代の戦争は慢性的な社会紛争であり、「全面戦争」の形で続いている。政治指導者が人権、階級、民族間の相違をあおって、子どもの戦闘への参加を強要しており、政府は住民の権利を守る意思がないとさえいえる。

2．戦場における子どもたち

「世界難民白書・1993―難民保護へのチャレンジ―」は、「児童の権利条約」では15歳未満の子どもの軍隊への徴兵が禁止されているにもかかわらず、アンゴラ、カンボジア、モザンビーク、ソマリア、スーダンなどの多くの地域で、子どもたちが強制的に戦闘員とされ、武器の運搬や偵察にかりだされていると警告している。モザンビークでは6歳、リベリアでは7歳の子どもが戦闘に参加していた。

子どもの兵士が増えた理由は、第1に、軽火器が広く使われるようになったことである。旧ソ連製のＡＫ－47や米国製のＭ－16などの攻撃用銃を扱う子どもは恐るべき兵士になった。第2に、子どもは脅しに弱く、命令によく従い、逃亡することが少なく、給与を求めず、理想的な兵士である。第3に、暴力の中で育った子どもは、暴力を日常茶飯事だと思うようになり、孤独や欲求不満に陥ると、戦うことを選ぶようになる。第4に、子どもたちは、社会正義、宗教的信念、文化的アイデンティティなどのために戦うことを望み、身内の人々の死に対して報復しようとして積極的に兵士になろうとする。第5に、子どもたちは身軽で、動作が敏捷であるために、偵察、スパイ、後方攪乱に利用され、時には地雷原を前進するときの先触れにさえされる。子どもたちは、戦場で、しばしば勇敢な行動を示すが、暴力や殺人行為が彼らの精神発達に深刻な影響を及ぼしていることを否定はできない。

Allsebrook, A.とSwift, A.は、その著書「未来を奪われた子どもたち」の中で、最前線で戦いに参加する子どもたちの悲惨な体験を詳しく報告している。ウガンダでは、トラックに積まれた死体の中に子どもたちのものが多数混じっていたし、民族抵抗軍の約10％が子どもの兵

士であったという。戦闘を経験し、虐殺を直視した子どもたちは、長期にわたって外傷後ストレス障害(PTSD)に悩まされる。しかし、子どもたちの心の苦しみはなかなか理解されず、誤った対応がなされがちである。例えば、ニカラグア内戦で悲惨な体験をした家族でも、親は子どもたちがどれほどひどく傷つき、どれほど辛抱しているのかを分からないし、幼い子どもは何も感じていないとさえ思っていたという。タイ国境のキャンプでは、親の不安がつのるにつれて子どもたちへの折檻が日増しに増え続け、健全な成長に必要な暖かい人間関係を経験することができず、社会に適応できない子どもたちの世代が作られている危険性があるという。

子どもたちは無差別攻撃によって殺されたり、肉体的障害や精神的なショックを受け、拷問、強姦、身柄の拘禁、徴兵などの対象になっている。ボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアの戦闘では、意図的、政治的に10代の少女がレイプされ、「敵」の子どもを身ごもらされた。ルワンダでは、民族浄化のための兵器として組織的にレイプが使われ、コミュニティーの絆が断ち切られた。そして、モザンビークのキャンプでは、暴力で自らも心の傷を追った少年が、しばしば少女に性的暴力を加えた。

「世界難民白書・1995－解決を求めて－」によると、現在、世界で最も破壊的で手のつけられない状態にあるのが西アフリカのリベリアの内戦であるという。リベリア紛争に連動して隣国のシエラレオネでも紛争が起き、暴力と凶悪犯罪が増加の一途を辿っているが、金、ダイアモンド、鉱石の産出国であるために、先進諸国の介入・対応はきわめて政治的で複雑であり、矛盾に満ちたものである。

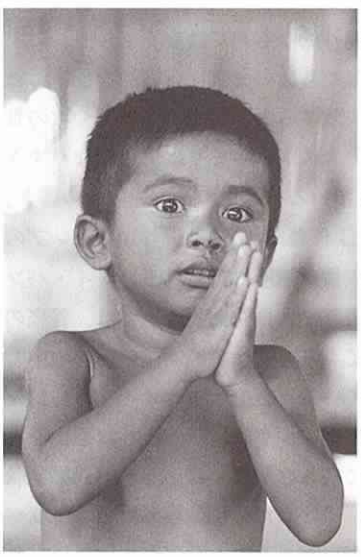
タイ・カオイダン難民キャンプのカンボジア難民の少年。　©・撮影：小林正典

1993年末の国連総会決議に基づいて、戦争が子どもに及ぼす影響に関する調査が始められた。調査を担当するグラサ・マンシェル（モザンビークの元大統領未亡人・元教育相）は、『20世紀の終わりに、事実上すべての大陸での相次ぐ紛争で、子どもが目標にされ、子どもが消耗品として使われ、子どもが犠牲にされ、子どもが難民になり、子どもが戦争に参加しているなどとは、私たちにとって信じられないことである』と厳しく指摘している。

3．難民・避難民の子どもたち

内戦が続く中で難民問題はますます深刻化している。「世界難民白書・1993－難民保護へのチャレンジ－」は、『難民は、時代が病（やまい）におかされている徴候である。1993年の今、世界の難民状況は前代未聞の挑戦状をわれわれにつきつけている。21世紀を迎える前にこの病をいやそうとするなら、この挑戦を受けて立つ必要がある』という文章で書き始められた。

一般に、「難民」は国外に逃れた人々をいうが、暴力や迫害を逃れた人々でも国境を越えていない、または越えることができない人々は「避難民」と呼ばれている。イラク北部のクルド人や、ボスニア・ヘルツェゴビナの避難民は、少なく見積もっても2,400万人に達するという。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の創設と平行して、1951年に作成された「難民の地位に関する条約」によると、『難民とは、人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団の構成員であることを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、本国外にあって、本国の保護を受けることができない者、あるいは、本国の保護を受けることを望まない者』とされている。しかし、その後の政治・経済状況の変化によって新たな難民が急増し、1967年、時間的・地理的制限が除かれた「議定書」が採択された。一方、アフリカ統一機構(OAU)は、1969年、「アフリカ難民問題に関するＯＡＵ条約」を採択して難民の定義を拡大した。1984年には、メキシコとパナマを含む中米諸国は、さらに「大規模な人権侵害」を加えたカルタヘナ宣言を採択した。その結果、迫害や広範囲な人権侵害、武力紛争、蔓延する暴力など、さまざまな理由によって生命、安全または自由が脅かされたために自国から逃れた人々をも難民に含むようになってきた。

1990年７月、国立京都国際会館で開催された第12回国際児童青年精神医学会(IACAPAP)において、世界保健機関(WHO)の中嶋宏事務総長は、難民の子どもたちの

精神保健についての特別講演を行った。その中で、『これまで難民にとって最も基本的に必要なものは、収容施設、食料、下水設備、感染症に対する予防接種の提供であると考えられてきた。しかし、この２～３年、難民や避難民が精神的ストレスによって精神障害にさいなまれやすいという事実が知られるようになってきた』と報告した。すなわち、環境状態、不自然な周囲の状況、文化的伝統や生活状態の崩壊などが、精神障害の発生と密接に関連しており、両親から引き離された子どもたちには特に十分な配慮が必要であるという。ＷＨＯがレバノンにおいて母子を対象として行ったアンケート調査では、家族の死、家族の強制移住、家屋の崩壊を経験したり、死を目撃した子どもたちは、それらを経験しなかった子どもたちに比べて、一般的な戦争のストレス状況、特に砲火に対する神経過敏的反応、退行的行動、攻撃的行動、抑うつ的反応が約1.7倍多く認められたという。世界精神医学会（WPA）・児童青年精神医学委員会がカンボジア難民のキャンプで行った調査でも、精神障害の発生頻度が高いことのほかに、未来に対する希望を失った子どもたちが多いことに注目している。

親と生き別れになった子ども、戦闘地帯に取り残された子ども、さらには親が知らないうちに「救出」された子どもなど、さまざまな問題がある。悲しいことだが、このような状況の中でも、人身売買、密航業者、売春組織など、人の不幸につけこむ商売を営む者がいる。

４．おわりに

1997年５月21日の新聞報道によると、コンゴ（旧ザイール）の首都キンシャサを制圧したツチ族系などのコンゴ・ザイール解放民主勢力連合（ADFL）が、1994年のルワンダ大虐殺にかかわったフツ族狩りを始めているという。「国境なき医師団」は、ＡＤＦＬの「皆殺し戦略」により、東部で推定19万人のフツ族のルワンダ難民が行方不明になっていると発表し、『ＡＤＦＬは、女性や子どもを含め、コンゴ内にとどまっているルワンダ難民を絶滅させる計画をすすめている』と批難している。国内紛争を逃れて難民となった人々は、紛争の実態を持ち込んで政治・経済状況が不安定な隣国に移り住むことになり、紛争はますます泥沼化していく。

タイ・バンビナイ難民キャンプのラオス山岳難民の少女。　©・撮影：小林正典

「世界子供白書・1996」は、冒頭に、ナチに捕らえられる直前に書かれたアンネ・フランクの日記の一部を引用している。

『私は世界が徐々に荒涼とした場所に変わりつつあると思います。雷鳴が近付いてくるのが聞こえるのです。それが私たちを破壊するでしょう。私は無数の人々の苦しみを自分の膚で感じることができます。けれども私は空を見上げるたびに、やがてはすべてがよくなって、いま目の前にある無慈悲さも終わるものと思います。』

50年前と現在の「恐るべき対称性」に注目しなければならない。戦火の中の子どもたちが抱える悲惨なまでの苦悩は、一見平和に見える日本の子どもたちにも共通するものであろう。不登校、いじめ、自殺、さらに神戸市須磨区の小学生殺人事件に代表される少年事件が相次いでいる。現代の日本社会が持つ病理性の象徴として突きつけられた「挑戦状」ではなかろうか。

グラサ・マンシェルは、『政治的な意思さえあれば、私たちの共通の目標に向けて大きく前進して、武力紛争下での子どもの権利を例外的なものではなく、ルールにすることができる。…私たちはいま真に挑戦的な仕事に直面している。それに失敗すると、現在の子どもや次の世代の子どもにとってのコストはあまりに大きくなりすぎる』と強い決意を語っている。「難民の子　いのちの響き」（写真：小林正典、文：佐藤幸江）には、難民キャンプの子どもたちの明るい表情が随所に見られる。タイ・バンビナイ難民キャンプのラオス山岳難民の少女は、谷底の川から水を汲み上げてキャンプまで運ぶ辛い仕事の中で愛らしい笑顔を見せているし、タイ・カオイダン難民キャンプのカンボジア難民の少年は、祈るように感謝をあらわしている。苦悩に満ちた現代ではあるが、過酷な状況においてでさえも、子どもたちには復元力ともいうべき素晴らしいエネルギーがあることを信じずにはいられない。

世界の親子さまざま

特集

親子関係のいまとこれから

ストゥリート・チルドレンのすがた

日本社会事業大学　教授　萩原康生（はぎわらやすお）

I

「現在私がかかわっております子どもたちは約40人おります。6歳～25歳で、ほとんどが男の子です。ジャカルタの東部の電車の駅前広場が、彼らのたまり場、仕事場、寝る場所です。ジャカルタ・ソーシャル・インスティテュートという若者のグループの人たちと一緒にこの子どもたちの成長にかかわっております。ふだんの子どもたちの仕事はタクシーの客引き、古新聞売り、歌うたい、靴磨き、洗車の手伝い等々です。その収入の多少の足しに、バティック（一種のろうけつ染め）の布で写真立て、箱、ノートなどをつくって、なにがしかの収入を得ています。このハンドクラフトの指導を私が担当しています。昨年あたりからこの中の子どもたちが、２人、３人と独立をはじめたり、真剣に学校に通いはじめたりしてきています。多くの子どもの家庭は、田舎で貧しくて、両親がいない家族、離婚家族などで、子どもたちは世話をしてもらえないので、自分で生きていくために、都会ジャカルタに出てきたわけです。イスラム教の大きなお祝いの日には、多くの人たちが帰省します。私たちの子どもたちも、お金があれば３～20時間、または３日、バスや電車に乗って帰ります。ハンディクラフトの制作者には、稼ぎの約半額分をボーナスとしてまとめてこの時期に渡すので、彼らは新調した服となにがしかのお金をもって帰り、親や兄弟に渡します。新調した服も、弟や妹にねだられると与えてしまい、帰りにはまた古い汚い服を着て、裸足で戻ってきます。でも、うれしそうな顔をしています。……」

II

この手紙の主である井上千壽代さんと出会ったのは、1995年のことであった。井上さんは聖心会のシスターであり、派遣されてジャカルタのストゥリート・チルドレンの相談相手としての活動を行うかたわら、アトマジャヤ・カトリック大学で日本語を教えておられる。

ジャカルタの一夜、井上さんの案内で夜の街に出かけた。街頭にたむろする子どもたちと会い井上さんの通訳で話をして、そのたくましさに感心させられた。中に片足で松葉杖をついている子どもがいたので、井上さんに彼が片足を失った理由を聞いてみた。彼は帰省の際に無賃で列車にしがみついていたため、列車から振り落とされ、車輪に巻き込まれて片足を失ったとのことであった。

ストゥリート・チルドレンと呼ばれる子どもたちは、さまざまな理由で街頭で生活する子どものことをさすが、彼らが街頭で生活するのにはそれ相応の理由がある。確かに、多くの国ではストゥリート・チルドレンが盗みをしたりするので、迷惑がられて

いるし、ブラジルのように、商店主の雇った自警団がストゥリート・チルドレン狩りをして、射殺するような国もある。

III

ストゥリート・チルドレンは、国によって違うが、農村部から都市に出てきた出稼ぎ労働者である場合がある。タイも、フィリピンも、インドネシアも、多くの農村は徹底的に貧しい。ひとつの理由は、自然災害により農作物の生産があがらないということである。しかし、自然災害とはいうものの、干ばつに対応するだけの灌漑設備や大雨に対処するだけの排水設備が整備されていないため、雨が降らなかったらたちまち干ばつになり大雨が降ると洪水になるのであり、また樹木を乱伐したために少しばかりの雨量でも簡単に鉄砲水が出たりする。つまり、子どもたちが農村から都市に出てこざるを得ないのは、自然災害の対策がなおざりにされ農村の貧困化・窮乏化が進行していることによることが多い。したがって、これらの原因を自然災害によると考えるよりも、自然災害の適切な防止策の欠如、すなわち政府の無策によると考えたほうが適切である。

また、農村の貧困化は災害によるばかりではない。産業化の波が国を洗い、テレビやオートバイという人々の購買欲をそそる商品がどっと田舎の村に入ってくる。しかし、村人にはそれを買うだけの資力はない。きらびやかな商品を見、テレビを通して華やかな都会の生活を垣間見た村人たちの欲望だけが肥大化し、手っ取り早い現金収入を夢見て、都市に流れ出ていくのである。

農村の貧困化・窮乏化が子どもたちを農村から押し出す要因になり、また都会のきらびやかな生活が子どもたちを都会に引きつける要因として働いている。この二つの要因が相まって、ストゥリート・チルドレンが生み出される。

ところで、ストゥリート・チルドレンは農村からの出稼ぎ者ばかりではない。スラム居住者もいる。私はフィリピンのマニラでストゥリート・チルドレンにインタビューをした経験があるが、子どもたちは一様に家庭問題を抱え、自分の家庭にいる場所がないため、やむなく路上に出てきているのが現実であった。ある子どもは父親が香港に出稼ぎに出ていて、母親が働いている。しかし、母親のもとには知らないおじさんが夜な夜な訪ねてきて、その都度彼女は家から追い出され、そうするうちに路上生活が身に付いてしまったとのことであった。ときどき家に帰ることはあるものの、路上での友達との生活に自由と安らぎを見いだしていた。

IV

このようなストゥリート・チルドレンはどのようにしたらいなくなるのだろうか。

手段はいくつかあり、現にそれらが実行されつつある。農村では、コミュニティ・ディベロップメントという農村開発活動が行われている。市場経済に

夜、駅前広場にたむろし、シンナーを吸って気晴らしをする子どもたち。井上さん(右から2人目)はシンナーを手に、やめるようにアドバイスする。

巻き込まれた農村を昔の姿に戻すことは不可能である。そこで、農民が現金収入を得られる方策を編み出す。伝統的な手工芸を産業のレベルまで高め、絹織物やバティックを商品化している。もちろん販売ルートも整備するのである。村人たちが都会に出なくても現金を手にすることができるようになってきている。また、焼き畑などのように単に自然の恵みを奪う農業から栽培技術を高めた育てる農業への転換が図られている。

また、女性が安心して働くことができるように、保育所や託児所を整備している。そこで働く保母さんは、村に住む女性が雇われることが多い。タイの内務省コミュニティ・ディベロップメント局では保母養成研修を積極的に実施している。

都会での活動もさまざまに行われている。先に述べたインドネシアの井上さんの活動もその一例である。ストゥリート・チルドレンに教育を受けるように勧め、職業指導をしてひとりでも生活できるように指導している。インドネシアでも、タイでも、フィリピンでも、ストゥリート・ティチャーと呼ばれるケースワーカーが街を巡回して、子どもたちをシェルターに保護し、自立を助ける訓練をしている。産業が高度化し、労働者も文字を読み自分で考えて仕事をすることが求められている。質の高い労働力が市場では必要とされているのである。子どもたちが教育を受け、労働市場に参加できる体勢にすることが目指されている。

この意味で、もう十数年以上も前のことだが、タイのクロントイ・スラムではじめられた1バーツ学校が注目に値する。後にアジアのノーベル賞とも言われるマグサイサイ賞を受賞したプラティープさんがこの活動をはじめた。彼女は、自らもスラムに生まれ、たまたま教員養成学校での教育を受けたが、

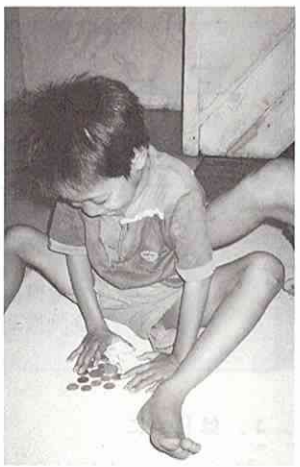

1日歌うたいをして2,000ルピーぐらいを稼ぎ、うれしそうに数える子ども。

スラムに戻って1バーツ（現在の日本円で約5円）の授業料の学校をスラムにつくり、そこに住む子どもたちの教育をはじめた。基礎教育こそが、貧困の罠から人々を救いあげる手段であると考えたのである。今はスラムに立派な学校が建っている。

V

ストゥリート・チルドレンをひとつの社会病理現象としてみると、迷惑な存在に映ってくる。しかし、その背景を見、彼らを人間として認識すると、彼らがいかに社会の犠牲者であるか、またいかに可能性を秘めた子どもたちであるかが分かってくる。教育を受け、手に職をつければ、そして家族とくに両親に愛しまれれば、何にも負けない人間に成長するのである。その成長の可能性は無限である。しかし、現実に国そのものが貧しい開発途上国では、自分たちでそれをやり遂げることが難しいのである。ここに国際協力の可能性が出てくる。井上さんの活動もそのひとつの例である。曹洞宗国際ボランティア会という日本のＮＧＯがタイやラオスの農村やスラムで活動をしているのも一例である。

自分たちで立ち上がることができるまでのほんの少しの間、大それたものではなく、隣人として手をさしのべること――私たちの小さな実行力が、開発途上国の子どもたちの未来を開く一助となるかもしれない。

「児童と権利に関する条約」ウオッチング 7

子どもも参画できる社会の実現をめざして

――「みやぎ子ども議会」の開催と子どもの意見表明権の行使について

宮城県保健福祉部児童福祉課
企画推進係長 城戸金蔵（きどきんぞう）

1．はじめに

昭和22年に児童福祉法が制定されて以来現在まで、児童の福祉についての取り組みが進められてきましたが、少子化・核家族化等の社会の変化とともに、子どもたちの成長の基盤である家庭・学校・地域社会の養育機能が低下してきている等、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、非行やいじめ、不登校等の問題が増加してきています。

この間、「児童の権利に関する条約」が平成元年（1989年）に国際連合において採択され、日本では平成６年（1994年）に批准・発効しましたが、「児童の最善の利益」・「意見表明権」という人権の尊重と自己実現の支援を内容とするこの条約は、まだよく周知されていない状況にあります。

宮城県においては平成５年７月に、このような子どもを取り巻く環境の変化に対応して、関係者、学識経験者から構成される「宮城県児童環境づくり推進協議会」を設置しました。そこで児童の健全育成、子育て家庭の支援について家庭・学校・地域社会等が一体となって取り組むための協議・検討を重ねました。その結果について、平成７年11月に「子どもたちの健やかな成長を願って」と題して報告書がまとめられ、子どもの意見の尊重など、より良い児童環境づくりの必要性についての提言がなされました。

2．「みやぎ子ども議会」の開催

これまで、子どもの意見が反映される公的な場がなく、従来どおりの大人の視点や価値観のもとで児童に関する施策が進みがちな現状や、「宮城県児童環境づくり推進協議会」の提言を踏まえて、宮城県では、平成８年７月から８月にかけて県段階としては全国でも初めての試みである「児童の権利に関する条約」第12条に掲げる「意見表明権」を子どもたちが実際に行使する公的な機会としての「みやぎ子ども議会」を開催しました。

この子ども議会は、子どもを単に「保護する主体」としてではなく、「権利を行使する主体」として明確に位置づけ、子どもの生活にさまざまな影響を与える問題について、子ども自身の意見を表明する権利の確保と学習の機会とするとともに、一般県民に対しても周知を図りながら、サービスの利用者としての子ども、社会の構成員としての子どもの意見をさまざまな施策に反映していく「子ども参画社会」をつくろうという二つのねらいのもとに開催したものです。

3．子ども議員の募集と決定

開催にあたっては県内を各福祉事務所単位の７ブロックに分けた地区議会と、その代表者による県議会を開催しましたが、その経過は次のとおりです。

子ども議員の募集は、５月上旬から６月中旬の期間に県内の小学生・中学生・高校生を対象とし、行政の各セクションから提案されたテーマをもとに設定した10テーマのなかから、子ども自身が最も言いたいテーマを一つ選択し、その意見を200字程度で記入したハガキを投函するかたちの公募としました。最終的には500名からの応募がありましたが、議員選考にあたっては、７ブロックごとに応募件数や地域性等を考慮しながら各福祉事務所単位で計229名を決定しました。

ある福祉事務所の選考方法を一例に上げると、選考委員会を設置し委員が良いと思う意見について、その理由を上げて多い順に決定し、そのなかで管内市町村・学年のバランスと個性的意見を持つ子どもも取り入れる等の工夫がされました。

選考結果は、応募者全員に対し通知しました。特に選考に漏れた応募者には、傍聴等に参加することを勧めるとともに、子ども議会の開催のねらいの一つでもある「意見表明権」を規定する「児童の権利に関する条約」に関して県が作成した冊子等の送付を行い、子ども議会開催の主旨並びに条約の啓発を図りました。議員として選考された応募者に対しては、所属する委員会とそのテーマを通知文に明記し、出欠をはがきで確認しました。

また、議事進行にあたる議長、書記、発表者の選出については各個人の意見表明権を尊重するため、それぞれの役職について希望を募り決定しました。

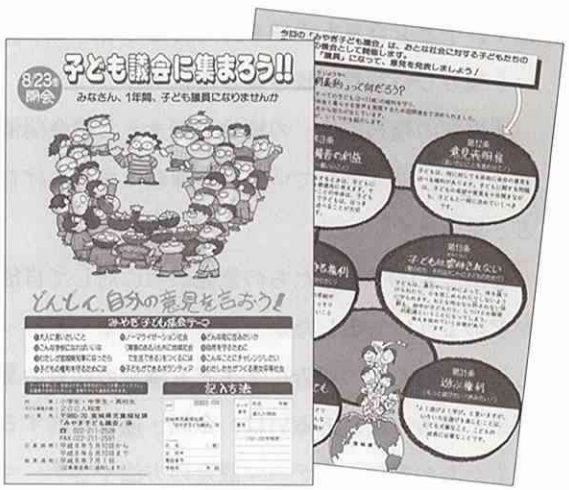

「子ども議会」参加を呼びかけるチラシ

４．子ども議会の運営

県議会の運営方法については、地区議会で議事進行を務めた子ども議員による事前打合せを行い、そのなかで決定しました。

地区議会は７月30日～８月７日までに総勢229人の子ども議員で開催され、その代表議員である63名によって８月23日に県議会を開催しましたが、地区議会、県議会ともテーマごとに分かれて委員会討議、その後の本会議という二段階で進めました。県議会の委員会討議ではテーマごとにまとめた地区議会の意見を紹介し、それを基に考えを深め発展させる方法で運営し、本会議も同じ手順で行い、最も強く表明したい意見を最後に投票で決めるという方法を取りましたが、地区議会においては、投票のほかに挙手による多数決の方法を取った地区もありました。

従来開催されてきた子ども議会では、子どもの質問に対し大人（執行部）が答弁する方式が多くとられているようですが、宮城県では子ども同士の意見交換・双方向性の議論を期待した形の方式を採用しました。

設定した10テーマに対する県議会での投票結果は、次のとおりで、「自然を守るために」が最も強く表明したい意見として、18票を集め決定されました。その内容については、①インターネットを活用して自然保護を呼びかけ学校の授業に取り入れる、②一番の問題は自然破壊、川をコンクリート水路にせず生き物のいる小川を残してほしい、③美しい自然の裏には自然破壊がある。そのような場所を見せるなど

自然破壊を実体験をもって認識することが大切、④「環境の日（6／5）」や「ゴミゼロ運動（5／30）」等を利用して呼びかける、⑤ゴミ条例をつくる。罰則も必要である、などとする意見が上げられました。

次点は「ノーマライゼーション社会をつくるには」(15票)で①ノーマライゼーション社会をつくる環境づくりとして宮城県が先頭に立って、皆が安心して住める所をつくることが大切、②誰でもいつ突然障害を持つか分からない。障害者や家族の気持ちが分かるような社会になればよい。障害者の立場、気持ちをできるだけ理解できるように、車イスに乗る。目隠しをするなどハンディキャップ体験をしてみる方法もある、③障害を持った人に会ったときにその人は何ができて、何ができないのかを判断してから手を貸すことが大切だ。そうした判断ができるようになるためにも、学校や地域で障害者とふれあえる機会をつくっていくべきだとする内容となっています。以下、「子どもができるボランティア」(9票)「こんな学校になればいいな」(6票)「わたしが宮城県知事になったら」(4票)「子どもの権利を守るには」(3票)「わたしたちがつくる男女平等社会」(3票)「大人に言いたいこと」(3票)「こんなことにチャレンジしたい」「どんな町に住みたいか」(0票)でした。

投票する子どもたち

5．今後の課題

初めての開催ということで運営方法について苦心しましたが、「子ども議会」終了後、多くの方々からいろいろな感想が寄せられました。

傍聴人の方からは、「子どもたちが大人によってリハーサルされていない意見を述べていた」、「きちんと自己責任において発言していた」、「子どもたちは鋭く、見るべきものは見ているものだと思った」、「意見表明権を目的とした議会開催はすばらしい。継続するのみでなく全国に広げてほしい」、などのプラスの評価があった反面、「子どもらしい意見が多い反面、社会に目を向けて考えを深めたらとも感じた」、「小学生、中学生、高校生と分けて開催したらどうか」、「高校生が入っていた割りには、社会や政治への問題意識が少なかった」等の意見と、地区議会を担当した7福祉事務所からは「小・中・高校生が同一の場での討議は無理」、「テーマ10の設定は多い」とする共通意見が出されました。今後の反省点としてとらえていきたいと考えています。

一方、主役であった子どもたちに与えたインパクトは大きいものがあったと感じています。「今後も子どもの意見を発表する『子ども議会』の場を持ち、全国そして世界につなげていってほしい」とする意見や、「子ども自身も責任を持ち行動していこう」という頼もしい意見が続きました。

「児童の権利条約」の精神を踏まえた議会開催事業として、クリアしていくべき課題は多くあげられると思います。

なかでも①子どもたちの意見表明に対して自治体がどのように対応したか（施策へのフィードバックと子どもたちへの報告）、②子ども議会の議員の募集対象と選考方法、あるいは、企画・運営に対する子どもたちの参加、③テーマ設定の方法や各テーマに

関して、子どもたちに十分なアクセスと学習の機会を確保したか、④子どもたちが意見表明決定するまでの間の大人のかかわり方や、募集においての教育機関（学校等）との連携のありかたなどで、これらの点を考慮しながら、議会開催事業の質の向上を目指していかなくてはならないと考えています。

6．おわりに

今般、県としてイベント的な「子ども議会」という方法を通じて、子どもの「意見表明権」そして「児童の権利条約」について啓発を行いましたが、あくまでも地域・家庭に根ざした啓発・普及が大切と考えています。今後、県として地域・家庭レベルでの啓発・普及支援にどのような方策ができるのか検討していかなければならないと考えています。

現在、策定中の「みやぎ子どもの幸福計画」（宮城県版エンゼルプラン）において、まず第一に「子ども参画社会の実現」「子どもの権利が大切にされる環境づくり」を掲げ、「子どもは保護の主体ではなく権利の行使主体であり、一人の人間として尊重される。」ことを明記し、この考え方を基本姿勢として、すべての施策をすすめることとしております。また、子どもたちも社会に参画できる試みの一方法として、子ども議員を「子どもモニター」として、特定の話題、テーマについて意見を聞くシステムについても平成９年度より行うこととしております。

「児童の権利条約」の趣旨、精神が地域・家庭に当たり前に受け入れられるには、まだまだ時間がかかることと思います。試行錯誤となるかもしれませんが、それぞれの地域の実情に合った方法で、その啓発・普及にまず取り組み、そして続けていくことがとても大切のように思っております。

子ども議会では、
「自然を守るために」
「ノーマライゼーション社会をつくるには」
「子どもができるボランティア」
「こんな学校になればいいな」
「私が宮城県知事になったら」
「子どもの権利を守るには」

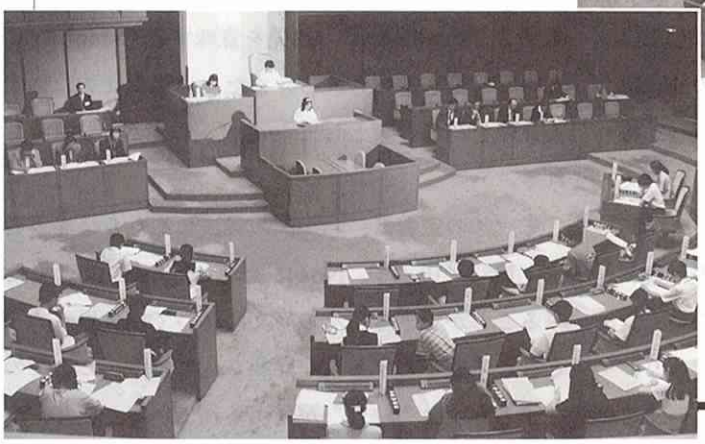

「わたしたちがつくる男女平等社会」
「大人に言いたいこと」
「こんなことにチャレンジしたい」
「どんな町に住みたいか」
の10テーマを設定し、子どもたちが意見を交わしました。

コラム

子どもの時期と年齢範囲 6.デンマーク

日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部　研究員　山本真実（やまもとまみ）

デンマークという国

デンマークは九州とほぼ同じ面積を持ち、ユトランド半島のほかは約406の島々から成っている王国である。またスウェーデンと並んで北欧型の福祉システムを実践する国としてなじみが深く、特に「ノーマライゼーション」の思想を世界に広めるために生涯をささげたバンク・ミケルセンの名前は、多くの障害、高齢者福祉分野にかかわる人々の間で浸透している。

デンマークは豊かさを感じる国である。心の豊かさや温かさの背景には、「職種や資材の有無にかかわらず人間は皆自由平等であり、同等の権利を有した独立体」であるという共通認識が国民全体に浸透しているということ、そしてこの理念に基づいた社会システムが構築されていることを挙げることができよう。また、地理的にも平坦な国土と北欧にしては穏やかな気候であり、これらもデンマークの社会福祉システムのキーワードである「自由」、「平等」、「権利」の意識を育むのに多いに役立ったともいわれている。

このため、デンマークの子どもも自由平等、権利の主体としての意識を幼少のころから学んでいく。これは親・家庭のなかにある子育ての前提であり、社会全体がその理念に沿って子どもが育っていくことに合意している。言い換えれば、「自分自身の欲求や要求、拒否感等の認識を判断し、それを伝えることができるようにすること」であり、就学前ケアでの養育理念もこの考え方を軸にして実践されている。自分の気持ち、考えを認識し、それを社会に対して投げかけ、参加できる大人になることが、デンマークの子どもを育む基本である。

「子ども」の定義

デンマークにおける「子ども」と言われる時期とその定義についてみてみる。デンマーク語で「子ども」の意を表わす単語は、〝bφrn〟（ボーン）である。この単語は日本語と同様に、家族のなかでの関係、親に対する関係を示す場合と、「成人」に相対する概念としても使われる。日常生活においては、ほかに生後７～８ヵ月の乳歯が生える時期までの乳児を意味する〝spædbφrn〟、幼児を意味する〝smabφrn〟という言葉も用いられる。また、少年少女を総称する意味を持つ言葉として〝unge〟（ウンゲ）も用いられる。

未成年の定義は、わが国の民法にあたる「成年者法：1985／10／３，No443（Myndigheds Lov）」にみることができる。その序文において18歳以下の子どもを未成年とする旨が記載されている。ここでの「子ども」は〝bφrn〟が使用されている。また、未

成年者の意味として〝umyndyg〟という言葉も用いられている。デンマークにおける福祉サービスの理念を示した統合法である「生活支援法（Social Assistance Act）」においては、〝bφrn〟と〝unge〟の２種類が用いられている。図１は年齢と単語の関係を示したものである。わが国においても就学すると「児童」や「生徒」等の単語が用いられるのと同様に、就学以降の「子ども」は複数の表現があることがわかる。

わが国においては14歳以下は刑法上刑事未成年とされているが、デンマークでは「刑法：1992／10／30，No886（ungdomsfængsel Lov）」において15歳以下は刑事未成年となる旨が規定されている。また、15歳から18歳の犯罪少年は成人刑務所の中にある青年棟（ungdomsafsnit）に収容される。また、刑法において「18歳以下の者」との表記には〝bφrn〟ではなく、〝person〟が用いられている。

その他、親の同意なしに結婚できる婚姻年齢は18歳以上であり、18歳未満で結婚する場合は親の同意を必要とする。親の同意がない18歳未満の婚姻希望者は県の許可を取得すれば結婚することができる。県が婚姻を許可する18歳未満の結婚希望者は、女性が17歳に達していること、また女性が15歳以上で妊娠している場合等である。

図１．子どもの総称：BφRN

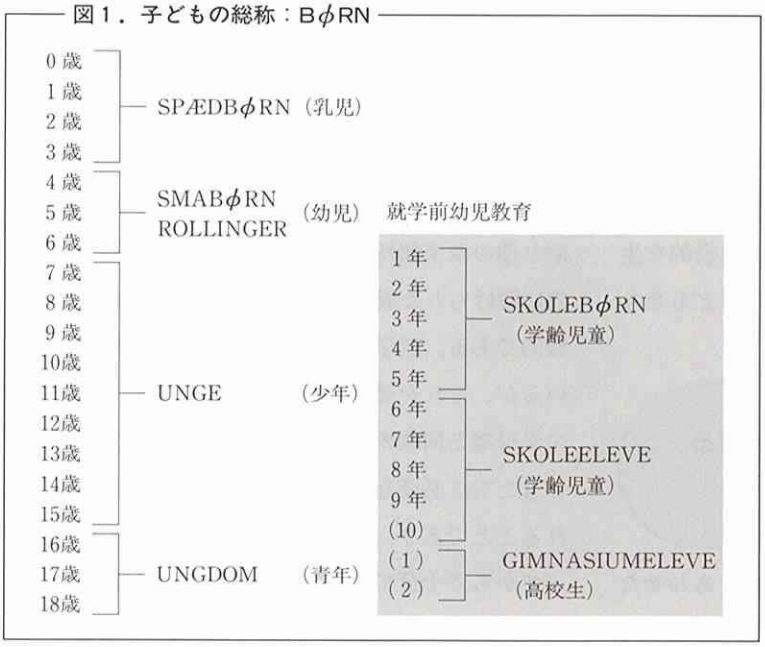

子どもに対する政策的スタンス

子どもに対する社会福祉サービス提供の根本的な前提は、「子どもが特別な権利と必要性を持った独立の存在であること」であると謳っている。つまり、社会システムのなかにおいて、子どもは自らの興味と考えを表現・表明することができ、問題の解決や政策の決定に対して現実的な影響力を持つことができる仕組みでなければならないと位置付けている。この基本理念に基づき、政府は1994年に児童審議会を設置し、子どもの関心に耳を傾け、子どもが提示する条件や問題に対してアドバイスを与え、社会的に議論することができる基盤を整備した。この審議会は、試験的に３年間の期間限定で開始された制度であったが、この４月に継続が決定し今後もすべての子どもからの問い合わせに対してオープンであり、子どもの意見を聴取する機関として期待されている。

国レベルにおいて子どもに対する責任はいくつかの省庁に分かれている。法務省（Ministry of Justice）は親権や子どもの養育にかかわる人的・経済的環境等の基本的な家族法の規定に関する責任を負う。社会省（Ministry of Social Affairs）は子どもたちの社会的状態と関係した規定等に関する責任を負っており、教育省（Ministry of Education）や保健省（Ministry of Health）も重要な役割を担っている。これらの省庁

による子どもに対する責任を横断的に統合し、社会的活動プログラムの作成を目的として、1988年に子ども関係省庁審議会（Inter-Ministerial Committee on Children）が16省庁の代表によって結成された。審議会は家庭生活と職業生活との協調をめざし、子どもたちの活発な地域社会活動参加を促し、若者の間にある社会的例外に対する取り組みを行うことを目的としている。この審議会が示した「5原則」はデンマークにおいて実施される社会サービス実践の基本理念である。

原則1　子どもは両親と密接かつ安定的な関係を保っていなければならない
原則2　子どもは子どもとして生活する機会を有しなければならない
原則3　子どもは社会の一員でなければならない
原則4　子どもは社会的責任を有しなければならない
原則5　子どもは健康的な生活をおくる機会を有しなければならない

今後、政府が特に注力していこうとしている子どもと若者に対する取り組みは、悪質な生活を余儀なくされている約5％の子どもに対する支援である。例えば、両親が一度も就労経験がなく、社会的な生産活動に従事していない家庭に生まれた子どもたち等である。

子どもと子どもを持つ家庭に対するサービスにみる「子ども」

デンマークは子どものいる家庭に焦点をあわせた社会システムを有しており、上記の5原則の理念に基づき社会サービスは提供されている。その根底には子どもたちはデンマークの未来であり、子どもの養育に関する一義的責任は家庭にあり、それを支援することが社会サービスの目的であるという考え方があることを忘れてはならない。つまり、子どもは家族の一員であり、少なくとも子どもが18歳の法的責任となるまで両親の責任であるのだから、デンマークの社会予防活動がよい成長を遂げるための条件ができる限り整うように、家族を援助することが社会の使命であるという考え方である。

また、療育的援助サービスを必要としている「子ども」に対する場合、その子どもが抱えている問題を解決するために、子どもの周囲を取り巻く関係をすべて「社会的家庭」と見なし、それらに対するケアも同時に実施するという考え方を採っている。あくまでもケアの中心は子どもであるが、その効果を高めるためにも家庭及びその周辺へのケアも欠かすことはできないからである。

教育にみる「子ども」

図2はデンマークの教育システムを概観したものである。特徴として（1）就学年齢が満7歳であること、（2）職業訓練も教育システム内に位置付けられていることの2点が挙げられる。就学年齢が満7歳と他の欧米諸外国に比べて1年遅いことは、学校内に設けられた就学前の幼児クラスの存在からも特徴的である。就学前の幼児クラスは学校の一室を用いるが、それを受け持つのは教師ではなく、保育所の保母等と同様の資格である生活指導員である。子どもたちに必要なことは学校という新しい社会に慣れることであり、読み書き等はもう少し年齢が上がってからで十分であるという考え方から設けられているクラスである。

図２．デンマークの教育システム

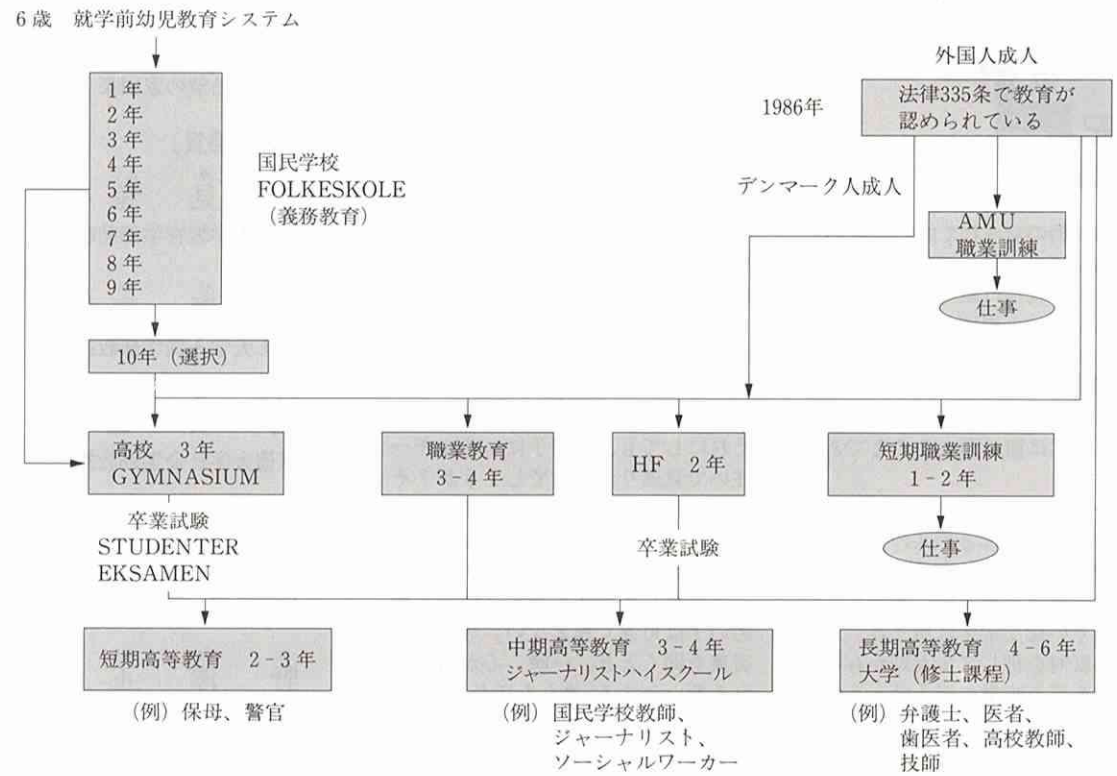

幼児教育の開始が北欧でも最も遅いデンマークでは、このことに対して危機感を持つ親も多くなっており、最近は幼児教育的なプログラムの充実を求める動きも見られる。この危機感は北欧諸国共通に実施されたテスト（７歳時点）において、４ヵ国（デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）中最下位であったことによって高まりを見せた。しかし、10歳時点での比較においては、他国と同等のレベルにあることが報告されると、この危機感も薄れていったようである。

学校においても「評価」することよりも「学習」することに重心を置いたデンマークの教育は、各々の理解・習得ペースによって同じクラス内においても異なった教科書を使用している。教育の場においても前述した「自分自身の欲求や要求、拒否感等の認識を判断し、それを伝えることができるようにすること」を基調とした内容になっていることがわかる。

おわりに

デンマークでは政策的にも権利の主体として子どもの存在が位置付けられており、社会的責務を果たすために必要な支援を行うという視点にたって、子どもへのかかわりを持っている。しかし、法律上の定義や範囲では、わが国と大きな差があるわけではない。デンマーク国民は、幼少のころからデンマーク人であるという誇りと他人に対して寛大になれる余裕を持っており、これらは「子ども期」をどの程度重視し、社会的に支援してきたかの違いではないだろうか。

編集後記

昭和二桁の辛うじて始めの生まれ、保守的な地方で成長期を過ごした私にとって、「女性は献身的に夫や子どもに尽くす」と周囲から聞かされることは、自身が病弱で心もとない日々、母の細やかな優しさによって、なぐさめられ、安堵感を抱いたこともあって、自然に腑に落ちることであった。

社会に出て後、職責を果たすこと、育児や病弱な義母との共の生活、両者の調和ある両立は容易ならざることと、一時は家事育児に専念していた。たぐい稀な学才に恵まれ、かつ周囲の反対を押して少女期からの医師になる夢を晩学で漸く叶えながらも、家族との生活を優先されて、回り道をされた神谷美恵子氏、日本画家として稀有なる才能を認められながらも、一時は伴侶の看病のために、絵筆を絶たれた文化勲章受章者、小倉遊亀画伯などのことを想うと、自分の選択はごく当然、と、仕事から遠ざかることを惜しんでくださる方に答え、事実そう考えた。

さて、第二次大戦後、半世紀を経て、社会の構造や人々の意識は大きく変わった。性差なく教育をうける機会均等、職業選択の幅の増大、便利な機器が出回って家事労働も合理化され、既婚女性の就業率は高まった。かってのように、仕事か育児か、ではなく、仕事も育児も、という、そしてそれがかなり可能になった今日である。

しかし、現実の家族の生活というのはなかなかに難しい。家庭は憩いの場、程良い甘えの許される場でありながらも、子どもは人間として良心を体得し、躾られねばならない。親子、家族の関係は親密でよく分かり合うことが求められる反面、幼い子どもにも人格を認め、親子とはいえ、適切な心理的距離感が必要である。そして、その家族、親子独自のあり方やその家庭独特の文化は貴重なものである反面、家族は閉じられた存在ではなく、社会化された、社会の規範や基準に則った存在であることが求められる。つまり、このような二律背反的な状況をどのようにバランス感覚をもって、自分も、家族をも活かしていくか、が親に問われている。

私は自分の背景を振り返り、自分の価値観のみで、相手を判断してはならない、多様性を大切に、と考えつつ、心理相談に携わっているが、それにしても、「この子にエネルギー注いで見返りがあるでしょうか？そうでなければ、自分の職業生活を大事にしたい、子どものことは見限って転勤希望を出したい」とか、ほとんどためらう様子もなく、「学習成績悪い子は可愛く思えない」等という言葉を聞くとき、一瞬、心が冷やされる想いがする。自らを活かしつつ、かつ他をもよく活かす、これが上質の自己実現であろう。

神戸での痛ましい殺人事件、両親の離婚を経験し、人一倍幸せな家庭生活を願いつつ果たせず、波乱の内に突然人生の幕を閉じたダイアナ元英国皇太子妃、この夏改めて、親子とは、生きるということとは、という問いに直面させられた。

このような時期に、社会の動きと共に変化してきたわが国の親子関係の特徴と課題を明らかにし、健やかな親子関係を育み支えるために、いまどのようなことが市井の個人、地域社会、行政、そして専門家に求められているかを検討したいと考えた。家族社会学の草分け的な重鎮であられる森岡清美先生に示唆深いお話を頂いたのを始め、様々な領域の第一人者の方々から玉稿をお寄せいただいた、お陰で充実した内容となったことを深謝したい。

なお、本号から半ば新しく交代した編集委員の皆様、事務局の方々へもあわせてお礼申し上げたい。

（担当編集委員・村瀬嘉代子）

〔編集委員長〕
福島一雄（ふくしまかずお）
共生会希望の家園長

〔編集委員〕
汐見稔幸（しおみとしゆき）
東京大学教育学部助教授

村瀬嘉代子（むらせかよこ）
大正大学人間学部教授

柏女霊峰（かしわめれいほう）
淑徳大学社会学部教授

庄司順一（しょうじじゅんいち）
日本子ども家庭総合研究所
研究企画・情報部部長

野澤正子（のざわまさこ）
大阪府立大学
社会福祉学部教授

中川泰輔（なかがわたいすけ）
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略）

MOTHER AND CHILD WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.43 1997-10　世界の児童と母性

年2回発行
1997年10月1日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408 〒104-10
ファクシミリ 03-3289-0314
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2－1－28

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人資生堂社会福祉事業財団